

開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時【未校正】

会 議 の 名 称	令和7年第2回取手市議会定例会			
招 集 年 月 日	令和7年 6月 6日			
招 集 の 場 所	取手市議会議場			
開会及び閉会 日時並びに その宣告者	開 会	令和7年 6月 6日午前10時03分		議 長 岩 澤 信
	閉 会	令和7年 6月19日午後 0時51分		議 長 山 野 井 隆
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	16番	金 澤 克 仁	17番	細 谷 典 男

招集に応じた議員の氏名及びその年月日

令和7年 6月 6日

1番 長 塚 美 雪
2番 本 田 和 成
3番 岡 口 す み え
4番 古 谷 貴 子
5番 杉 山 尊 宣
6番 佐 野 太 一
7番 海 東 一 弘
8番 根 岸 裕 美 子
9番 久 保 田 真 澄
10番 鈴 木 三 男
11番 関 川 翔
12番 小 堤 修

13番 岩 澤 信
14番 落 合 信 太 郎
15番 石 井 め ぐ み
16番 金 澤 克 仁
17番 細 谷 典 男
18番 山 野 井 隆
19番 染 谷 和 博
20番 佐 藤 隆 治
21番 入 江 洋 一
22番 赤 羽 直 一
23番 遠 山 智 恵 子
24番 加 増 充 子

令和7年第2回取手市議会定例会会議録（第1号）

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年 6月 6日午前10時03分			議長	岩澤 信	
	散会	令和7年 6月 6日午後 2時32分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	蛭 原 康 友		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康 英
農	業 委 員 会 会	長	海	老 原 丈	夫
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤 伸	行
総	務 部	長	吉	田 文	彦
政	策 推 進 部	長	齋	藤 嘉	彦
財	政 部	長	田	中 英	樹
健	康 福 祉 部	長	彦	坂	哲
こ	ど も 部	長	助	川 直	美
ま	ち づ くり 振 興 部	長	森	川 和	典
建	設 部	長	渡	来 真	一
都	市 整 備 部	長	浅	野 和	生
教	育 部	長	飯	竹 永	昌
消	防	長	岡	田 直	紀
政	策 推 進 部 次	長	飯	山 貴 与	子
健	康 福 祉 部 次	長	直	井	徹
健	康 福 祉 部 次	長	関	口 勝	己
こ	ど も 部 次	長	佐	藤 睦	子
ま	ち づ くり 振 興 部 次	長	海	老 原 輝	夫
ま	ち づ くり 振 興 部 次	長	木	村 太	一
建	設 部 次	長	蛭	原 一	雄
都	市 整 備 部 次	長	中	村 有	幸
会	計 管 理	者	斉	藤 理	昭
教	育 次	長	松	崎	剛
教	育 次	長	香	取 美	弥
管	財 課	長	丸	山	博
農	政 課	長	染	谷	久
学	務 課	長	石	橋 陽	一
ス	ポ ー ツ 振 興 課	長	稲	村 忠	弘

国保年金課副参事
保健センター副参事
産業振興課副参事
水とみどりの課副参事
スポーツ振興課副参事

吉住三世子
渡辺良江
岡田崇
仁杉繁隆
野口勝彦

令和 7 年第 2 回取手市議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 6 月 6 日（金）午前 10 時開議

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	承認第 2 号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
	承認第 3 号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
	承認第 4 号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第 5	議案第 28 号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 29 号 取手市税条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 30 号 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 4 期）請負契約の締結について
	議案第 31 号 取手市立永山中学校改修工事請負契約の締結について
	議案第 32 号 旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について
	議案第 33 号 学習者用タブレットパソコン等の取得について
	議案第 34 号 蒸気回転釜の取得について
日程第 7	議案第 35 号 災害対応特殊救急自動車の取得について
	議案第 36 号 消防ポンプ自動車の取得について
	議案第 37 号 消防団ポンプ自動車の取得について
日程第 8	議案第 38 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 39 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 10	報告第 1 号 令和 6 年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
	報告第 2 号 令和 6 年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について
	報告第 3 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

日程第 11 報告第 4 号 令和 6 年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和 7 年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について

報告第 5 号 2024 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに 2025 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

報告第 6 号 令和 6 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和 7 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

日程第 12 請願第 10 号 取手駅東西自由通路（橋上通路）の早期整備を求める請願

日程第 13 市政に関する一般質問

①入江 洋一 議員

②染谷 和博 議員

③長塚 美雪 議員

会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	承認第 2 号	取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
	承認第 3 号	取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
	承認第 4 号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
日程第 5	議案第 2 8 号	取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議案第 2 9 号	取手市税条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 3 0 号	取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 4 期）請負契約の締結について
	議案第 3 1 号	取手市立永山中学校改修工事請負契約の締結について
	議案第 3 2 号	旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について
	議案第 3 3 号	学習者用タブレットパソコン等の取得について
	議案第 3 4 号	蒸気回転釜の取得について
日程第 7	議案第 3 5 号	災害対応特殊救急自動車の取得について
	議案第 3 6 号	消防ポンプ自動車の取得について
	議案第 3 7 号	消防団ポンプ自動車の取得について
日程第 8	議案第 3 8 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議案第 3 9 号	令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 10	報告第 1 号	令和 6 年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について
	報告第 2 号	令和 6 年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について
	報告第 3 号	令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について

日程第 11 報告第 4 号 令和 6 年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和 7 年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について

報告第 5 号 2024 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに 2025 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

報告第 6 号 令和 6 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和 7 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

日程第 12 請願第 10 号 取手駅東西自由通路（橋上通路）の早期整備を求める請願

日程第 13 市政に関する一般質問

①入江 洋一 議員

②染谷 和博 議員

③長塚 美雪 議員

令和7年第2回取手市議会定例会会期日程

日次	期 日	曜日	会議	時 刻	議 事
1	6 月 6 日	金	本会議	午前 10 時	開会、議案上程 一部議案質疑・討論・採決 請願上程・説明・質疑・付託 一般質問（入江・染谷・長塚議員）
2	6 月 7 日	土	休会		
3	6 月 8 日	日	休会		
4	6 月 9 日	月	本会議	午前 10 時	一般質問（岡口・古谷・鈴木・ 久保田・小堤・山野井議員）
5	6 月 10 日	火	本会議	午前 10 時	一般質問（石井・金澤・加増・遠山・ 落合議員）
6	6 月 11 日	水	本会議	午前 10 時	一般質問（根岸・細谷・本田・杉山・ 佐野・岩澤議員）
7	6 月 12 日	木	本会議	午前 10 時	議案質疑・付託
8	6 月 13 日	金	委員会	午前 10 時	総務文教常任委員会
9	6 月 14 日	土	休会		
10	6 月 15 日	日	休会		
11	6 月 16 日	月	委員会	午前 10 時	福祉厚生常任委員会
12	6 月 17 日	火	委員会	午前 10 時	建設経済常任委員会
13	6 月 18 日	水	委員会	午前 10 時	議会運営委員会
14	6 月 19 日	木	本会議	午前 10 時	委員長報告・質疑・討論・採決、閉会

議事の経過

午前 10 時 03 分開会及び開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で定足数に達しております。よって、令和 7 年第 2 回取手市議会定例会は成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、新たに取手市農業委員会会長に就任されました海老原丈夫君から就任の挨拶について発言を求められていますので、これを許します。

農業委員会会長、海老原丈夫君。

〔農業委員会会長 海老原丈夫君登壇〕

○農業委員会会長（海老原丈夫君） おはようございます。このたび取手市農業委員会の会長を拝命いたしました海老原丈夫でございます。どうかよろしくお願いいたします。まずは、3 月定例会において、農業委員の選任に関する同意に対し、満場一致で御同意いただきまして誠にありがとうございました。心より御礼申し上げます。私はもとより浅学非才の身ではありますが、与えられた職務に全身全霊を注いでまいりたいと、決意を新たにしているところでございます。議員の皆様の御助言や御指導、御鞭撻を切にお願い申し上げます。

さて、我が取手市は豊かな自然と恵まれた風土を背景に、水稻栽培を中心に多様な農産物が生産される地域であります。近年では担い手不足や高齢化、気候変動など、また、高止まりする米価を押し下げるため備蓄米の放出など、農業を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、それでも地域農業の持続的な発展を目指すことは、私たちの大きな使命であると考えております。農業委員会としましても、優良農地を守り、地域の農業経営を安定させ、農業者の生活の向上を図ることを第一の使命としております。それには多くの課題が山積しており、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等、農地等の利用の最適化の推進は取手市の農業発展に非常に重要なことであり、改めて身の引き締まる思いであります。これらの実現に向けて、農業者の代表、地域の世話役として、農業委員会の活動をより一層充実していく所存でございます。

最後になりますが、議員の皆様方の今後とも温かい御支援と御鞭撻を賜りまして、農業委員会会長の就任の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 海老原会長、これからもよろしくお願いいたします。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会における会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、金澤克仁君及び細谷典男君を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

○議長（岩澤 信君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期については、本日から6月19日までの14日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの14日間と決定いたしました。なお、会期中の会議日程については、サイドブック스에登載したとおりであります。

日 程 第 3 諸般の報告

○議長（岩澤 信君） 日程第3、諸般の報告を行います。まず私から報告を行います。

会派の結成の件を報告します。3月31日付で会派結成届が根岸裕美子さんから提出され、新たに会派、無会派クラブが結成されました。会派所属議員は根岸裕美子さん、佐野太一君の2名となります。

次に、委員会の構成について報告します。4月1日付で石井めぐみさんから議会運営委員会委員の辞任届が提出されました。議長はこの辞任を許可し、新たに佐野太一君を議会運営委員会委員に選任しました。また、4月1日付で杉山尊宣君から一般会計予算・決算審査特別委員会委員の辞任届が提出されました。議長はこの辞任を許可し、新たに根岸裕美子さんを一般会計予算・決算審査特別委員会委員に選任しました。変更後の会派及び委員の構成は、サイドブック스에登載した会派名簿及び取手市議会組織図のとおりです。

次に、閉会中に行われました一部事務組合議会の報告については、サイドブック스에登載したとおり、龍ヶ崎地方衛生組合議会について加増充子さんから報告がありました。

次に、専決処分の承認議決を求めない報告については、サイドブック스에登載したとおり、市長から報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

日 程 第 4 承 認 第 2 号 取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承 認 第 3 号 取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

承 認 第 4 号 取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（岩澤 信君） 日程第4、承認第2号から承認第4号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております報告議案につきましては、6月3日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。承認第2号から承認第4号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、承認第2号から承認第4号までについて、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について

疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。また、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。承認第 4 号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について伺います。まず、今回は 3 万円の最高限度額の引上げとなっておりますが、この内訳なんですけれども、この対象となる人数、世帯の数はどのぐらいになっているのか伺います。

〔24 番 加増充子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの御質疑に答弁させていただきます。今回の改正により影響を受ける対象世帯数ですが、令和 6 年度本算定時の改正前の合計 106 万円となる課税限度額超過世帯は 13 世帯、改正後の合計 109 万円となる課税限度額超過世帯は 12 世帯となりまして、1 世帯の減となります。医療保険分につきましては、課税限度額を超える世帯は 171 世帯、被保険者数は 389 人です。後期高齢者支援金分につきましては、課税限度額を超える世帯数は 51 世帯、被保険者数は 119 人です。同じデータで限度額改正後に医療保険分の課税限度額を超える世帯は 170 世帯、被保険者数は 388 人、後期高齢者支援金分は世帯数で 49 世帯、被保険者数で 114 人となります。したがって、限度額改正後におきましては、国保医療保険分で 1 世帯、被保険者数は 1 人の減となり、後期高齢者支援金分で 2 世帯、被保険者数は 5 人の減となります。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 今の部長の詳細な説明は、後期高齢者とか世帯の人数が出されましたけれど、国保は後期高齢者支援、介護、そして医療という 3 つに分かれてますよね。そして——私はそこを単純に、じゃあそういうところから私たちに影響する人数・世帯はどのぐらいなのかなって単純に聞いたんですが。そうしますと、大体 170 世帯、389 人でしょうか——382 人でしょうか、そういう見方で大枠に見ればよろしいということでしょうか。

〔「窓口でも聞けるよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） お答えいたします。議員お見込みのとおりでございます。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） そうしますと、この 170 世帯、388 人ということで、総額はどのぐらいの引上げ額になるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 引き上がる額は、今回の限度額改正の医療分が 1 万円、後期支援分が 2 万円でございます。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 大変失礼しました、言葉が足りませんでした。3万円引上げは分かるんですが、そうしますと、この170世帯で388人ですから、掛ける3万円という単純な計算で出されるということなんですか。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 大変失礼いたしました。今回の影響額としましては、医療分約170世帯が掛ける1万円、そして後期分のほうが該当してますのが約50世帯ですので約100万円という見込みになります。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） これは窓口で聞けば分かるという——議席のほうからありましたけれども、ここからなんです、私の具体的な。国保税については毎年6月に専決で出されてますけれども、国保は遡及されるという性質もありますよね。ですから、これを市が専決じゃなく、6月議会で改めて出すという姿勢はこれまで取らなかったんですが、なぜなのでしょう。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） やはりその年度の税ですので、その年度の初日4月1日にはその税率のほうが決めているべきという考えで、専決処分ということでさせていただいております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 同じ繰り返し、これまでもそのような答弁でしたけれども。やっぱり専決もやむを得ない場合というのはありますけれども、議会で改めてこの説明をして、このような議案を出しますよというのは、議員にもきちんと6月議会の当初、きちんと説明すべきではなかったでしょうか。遡及ということも国保はありますので、そのことを申し上げまして私の質疑は終わります。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。今の加増議員と執行部とのやり取りを聞きまして、もう任せていたんですけれども、ちょっと——私2月に行われた国保の運営委員会——運協、よく言う、そこを傍聴したときに、もう既にそのときに提案されて限度額引上げという話あったと思うんですが。そうすると、4月1日に改正というのは分かるんですけれども、執行部の言う国から下りてきたというところでは、そういうふうにしてるんでしょう。それを議会へ、加増議員が言われるように、諮るということではできないんじゃないかな。私は3月議会に出てくるかなって実は思っていたくらいだったんですけれども、その点、1点だけ伺います。

〔23 番 遠山智恵子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの質疑にお答えいたします。今回の国保税条例の一部改正までの経緯についてお答えさせていただきますと、昨年令和6年12月20日の時点で令和7年度税制改正の大綱、こちらは令和6年12月27日の閣議決定におきまして、国保税の課税限度額の引上げ、さらには保険税の軽減措置に関する所得判定基準の改正をすることとされました。これに基づきまして、令和7年3月31日で地方税法施行令及び国有資産等所在地市町村交付金施行令の一部を改正する政令、こちらが公布されまして、

こちらの施行期日が令和7年4月1日とされておりましたので、そのことから、令和7年3月31日に議会を招集する時間的余裕がないというふうな判断となりまして、地方自治法に基づき専決処分のほうをいたしました。このような経過となっております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） いろいろな経緯というか流れがあるというのは分かりました。ただ、運協を傍聴させていただいた折には、もう既に制度改正——改定ということで説明されていた以上、何らかの形で3月定例会で報告なり——審議というか、見通しというか、その辺の話さえもできないもののでしょうか。知らせるという点で。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部次長、直井 徹君。

○健康福祉部次長（直井 徹君） 今部長から説明ありましたとおり、運協の時点では税制改正のほうの大綱が閣議決定されたということで、そこに限度額改正が載ってましたので、こうなる見込みですということで諮らせていただいております。3月議会のほうで報告できるかどうかということにつきましては、ちょっと今後スケジュール等を鑑みて検討させていただきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 開かれた市議会って、私たちも頑張ってるつもりなんですけど。開かれた取手市政ということで、ちょっと検討してみてください。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第2号から承認第4号までにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号から承認第4号までは、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することに決定しました。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は、議会基本条例第11条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第69条に表決には条件を付けることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること、及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論から。

加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。承認第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、反対いたします。これまでも国保税の限度額の引上げは繰り返されました。その都度、私たち共産党市議団は指摘してまいりました。今回の内容は、軽減措置が緩和されると同時に、最高限度額が106万円から109万円と引上げとなっております。軽減措置の基準の改定は大変喜ばれるものでありますが、しかし限度額の引上げは税の値上げではないと、このように矛盾したことも言われておりますが、国保税は御存じのように加入者家族全員が合算されています。様々な状況の下、国保に加入せざるを得ない事態が生まれています。そのような声も聞かれております。国で決まったことだからと、今回のような限度額の引上げの専決ではなく、きちんと6月の議会に提案する、その姿勢は必要だと私は考えております。そして、国保制度の基本に立ち返り、

取手市民の命と暮らしを守る自治体の責任を果たすことです。米の高騰・物価の高騰は、際限なく私たち市民生活を圧迫しています。暮らしと命を守ることこそ自治体の責任でもあります。かつて取手市は、最高限度額の引上げを国から示されても、市独自で判断し引上げしなかった実績を持っています。これこそ地方自治の基本であります。国保税の引上げではなく、巨額の基金を活用して、全ての加入者に行き渡る国保税の引下げを行うことが市に求められていることだと考えます。以上、承認第4号の反対討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、承認第2号から承認第4号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。お手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（岩澤 信君） 全員の入室を確認しました。

承認第2号、取手市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

承認第3号、取手市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

承認第4号、取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第5 議案第28号 取手市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第29号 取手市税条例の一部を改正する条例について

○議長（岩澤 信君） 日程第5、議案第28号及び議案第29号を一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、6月3日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第28号及び議案第29号について、会議規則第37条第3項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第28号及び議案第29号について、会議規則第37条第3項の規定により提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は、6月12日に行います。

日程第 6 議案第 30 号 取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 4 期）請負契約の締結について

議案第 31 号 取手市立永山中学校改修工事請負契約の締結について

議案第 32 号 旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について

議案第 33 号 学習者用タブレットパソコン等の取得について

議案第 34 号 蒸気回転釜の取得について

○議長（岩澤 信君） 日程第 6、議案第 30 号から議案第 34 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、6 月 3 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 30 号から議案第 34 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 30 号から議案第 34 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 日本共産党、本田和成です。議案第 33 号、学習者用タブレットパソコン等の取得について、質疑をさせていただきます。

私たち日本共産党は、令和 2 年のこのタブレット導入のときに反対をいたしました。その上で、まず、子どもたちにどのような学びを身につけるために、この ICT 教育、これを一層推進をしていくのかということをお伺いしたいと思います。

〔2 番 本田和成君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは本田議員の御質疑に答弁させていただきます。この ICT の活用でございますが、こちら当初設置したときも、こちらの活用する方法につきましては、児童生徒の個別最適な学びとして、例えば AI ドリルを活用した一人一人の熟度、それに応じた学習。またインターネットを用いた情報収集、また写真や動画などによる学習の記録、またプログラミング等の教材であったり、シミュレーションなどのデジタル教材を用いた学習等、また、お互いを高めるため、協働的な学びとしまして、こういった共同の編集機能を使ったグループでの話し合いの場であったり、意見の理解、グループでの分担、また共同による作品の制作等、そういったものに用いているところでございます。以上です。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2 番（本田和成君） ありがとうございます。もう一点、この ICT 教育について、子どもたちの学力、それから健康に対するそういった検証ということ、この辺をどうされているのかというのをお聞きいたします。

〔「契約案件だよ、契約案件」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 学務課長、石橋陽一君。

〔「その前にちゃんとしろっていうんだよ」と呼ぶ者あり〕

○学務課長（石橋陽一君） ただいまの本田議員の御質疑にお答えいたします。今、そういったものの集計は取れておりませんので、今後学校から——今回2期目、切替えということになりますので、どんな成果であったりとか、どういう御意見があるとか、そういったものを聞き取って、これからの活用に反映してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 以上です。ありがとうございます。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子です。議案第32号、旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について、質疑させていただきます。こちら説明資料のほうに、この旧取手第一中学校体育館は社会体育施設であるとともに避難所として使うということになっております。工事内容の中に、エアコンに関してルームエアコン設置というのが事務室と更衣室と書かれているんですけども、本体の体育館に対してはどのようなになっているか、お伺いします。

〔8番 根岸裕美子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、根岸議員の御質疑に答弁させていただきます。今ご案内ありましたとおり、社会体育施設である体育館につきましては、今現在グリーンスポーツセンターのみ空調の設置がされておまして、例えば旧学校の跡地で使われているような体育館については、今、空調設備は整っていない状況でございます。こちら平日の昼間でも大人の方が御利用されることが多い社会体育施設につきましては、体育館の利用者の方にご意見等をお伺いしますと、これまでも運動されてる大人の方につきましては、なかなか空調設備の御利用というものが、例えば需要というものがないような状況ではございました。しかしながら、熱中症の予防のために、今、議員ご紹介いただきました更衣室であったり事務室につきましては、空調設備設置を予定しているところでございまして、体をクールダウンさせるような環境を整備していく予定でございます。また、避難所としての位置づけでもあることから、例えば家庭用電源で利用可能な大型の気化式冷風機2台の設置を、この本工事で予定しております。以上でございます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） エアコンの設置がされないのかどうかというところをお伺いしたかったので、質疑は以上なんですけれども、ただ中学校の体育館って大きいと思われますので、その点——大規模なというか、大きいエアコンなんだけれども簡易といいますか、移動できるような形のものなんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） お答えさせていただきます。そちらの大型の——そちらの設備につきましては、キャスターがついておりますので、移動のほうは可能となっております。

○8 番（根岸裕美子君） 以上です。ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。
加増充子さん。

〔24 番 加増充子君登壇〕

○24 番（加増充子君） 加増充子です。議案第 33 号、先ほども本田議員のほうからも質疑ありましたけれども、私のほうは、その契約について伺いたいと思います。説明の中では、契約の相手方は関彰商事株式会社とありました。これは県のほうからということなんですが、具体的なこの流れはどのようになって決まったのか、それについて伺います。

〔24 番 加増充子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増さん、議案第 33 号でよろしいですか。

○24 番（加増充子君） 33 号じゃないの、タブレット——33 号です。——いいんですよ。

○議長（岩澤 信君） 33 号——はい。答弁を求めます。
教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは加増議員の御質疑に答弁させていただきます。こちらの茨城県の共同調達に参加した経緯でございますが、こちら令和 6 年度、文科省のほうから、G I G A（ギガ）スクール構想の実現ということで、学習者用コンピューター調達等のガイドラインというものが示されております。原則としまして、都道府県及び市町村が端末の整備更新を行うに当たっては、共同調達で端末を整備するように示されているところです。そういったことから、茨城県の共同調達のほうに取手市でも参加させていただいて、こういった形の随意契約となっております。以上でございます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） コロナが始まった頃、この G I G A（ギガ）スクールが導入されたんですが、そのときと同じようなやり方で入札されたのか、このようになったのか、そこは変わったことはございますか。

○議長（岩澤 信君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） 前は共同調達というような形は取ってございません。指名の入札ということで対応しております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ですから、私も過去を思い出して、こういうこと初めてかなと思ひまして、何でこの共同調達という形を取らざるを得なかったのか。茨城県共同調達プロポーザル事業により決定したということは、国そして県が決定したから取手市が受け入れたという、そういう流れで捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） 今言われたとおりの状況で決まっております。こちら補助事業になっておりまして、こちらのガイドライン、こちらに沿って契約を締結することによって補助対象になるというようなことになってございますので、そちらも含めて今回の共同調達に参加をしております。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） 補助事業だからと、補助がつくからこういう方法を取ったということになりますよね。それがいいか悪いかはこっちに置いて。さきの——前回やった——指名やったときも、たしか補助はつきました、国から。その違いは、どこか違うん

ですか。

○議長（岩澤 信君） 学務課長、石橋陽一君。

○学務課長（石橋陽一君） お答えいたします。こちらガイドラインに示されておりまして、スペックですね——この共同調達に当たらない——外れる場合というのは、もともとの仕様の中でスペックが決まっております、それ以上のスペックを調達する場合、もしくはそれぞれの市町村の事情によって、それ以下の低いスペックで事足りるという場合に共同調達から外れるというような条件が付されておりました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 加増充子さん。

○24 番（加増充子君） ちょっとなかなか専門的になってきますけれども、要するに子どもたちの学習の場でタブレットを活用するということで入ったと思うんですが、そのところで、国・県から、そしてそのガイドラインに沿ってということなんですけれど、取手市独自で考えるということは難しかったということなんですかね。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、飯竹永昌君。

○教育部長（飯竹永昌君） 取手市で難しかったということではなくて、共同調達に参加しますと、例えばお伺いしてる中では、端末の機器の単価であったりとか、そういったところで共同調達に参加して単価が下がってるようなメリットもございます。

○24 番（加増充子君） 以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 30 号から議案第 34 号までにつきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号から議案第 34 号までは、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対の方。賛成の方。

本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 日本共産党、本田和成です。議案第 33 号、学習者用タブレットパソコン等の取得について、賛成の立場で討論いたします。先ほど、日本共産党、取得のときに反対をしたということを述べさせていただきました。令和 2 年より、GIGA（ギガ）スクール構想の下、ICT 教育が進められてきました。タブレットなどを使用する授業については、これはやっぱり、社会に出たときに必要な、不可欠なスキルであります。また、先ほど御答弁いただきましたとおり、学習の振り返り、それから授業での意見の共有、あとはプレゼン力とか、そういったものを養うことができます。そういったことを考えますと、今後も ICT 教育、これは必要だと私たちも考えます。ただ、ICT 教育の先進国のスウェーデンでは、タブレットを用いた ICT 授業の方針を見直して、従来の紙を使ったアナログな授業のスタイルに戻したということが、読売新聞の記事になりました。また、ドイツやフィンランドなどでは、この ICT 教育とアナログの今までどおりの学習、このバランスを取るという授業が行われております。タブレットを使用した ICT 教育、これについてはこういった特性をしっかりと生かしてどのように教育の現場で使っていくのか、ここの部分が非常に重要じゃないかなと思っております。どんな学びを身につけるも

のなのか、教育委員会と教育現場、ここが目的をしっかりと共有して、子どもたちの健康や集団の中で人間的な触れ合いを育む本来の教育の在り方にも十分留意をして進めていただくように申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 30 号から議案第 34 号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 30 号、取手市立白山小学校長寿命化改良工事（第 4 期）請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 30 号は原案のとおり可決されました。

議案第 31 号、取手市立永山中学校改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

議案第 32 号、旧取手第一中学校体育館耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

議案第 33 号、学習者用タブレットパソコン等の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

議案第 34 号、蒸気回転釜の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 35 号 災害対応特殊救急自動車の取得について

議案第 36 号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第 37 号 消防団ポンプ自動車の取得について

○議長（岩澤 信君） 日程第 7、議案第 35 号から議案第 37 号までを一括議題といたします。ただいま議題となっております議案につきましては、6 月 3 日にオンラインにより

詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 35 号から議案第 37 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 35 号から議案第 37 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 35 号から議案第 37 号までにつきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって議案第 35 号から議案第 37 号までは、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 35 号から議案第 37 号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 35 号、災害対応特殊救急自動車の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

議案第 36 号、消防ポンプ自動車の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

議案第 37 号、消防団ポンプ自動車の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 38 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 8、議案第 38 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、6 月 3 日にオンラインにより詳細な説

明が行われております。

お諮りいたします。議案第 38 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 38 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに決定しました。

議員各位と執行部の皆さんに申し上げます。一般会計補正予算に関する本会議における質疑は事前通告することとなっております。本案に対しては質疑の通告がありませんでしたので、議案第 38 号に対する質疑はこれで打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 38 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 38 号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。

議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第 38 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 38 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 39 号 令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 9、議案第 39 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、6 月 3 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。議案第 39 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 39 号について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により提出者の説明を省略することに決定しました。本会議における質疑は、6 月 12 日に行います。

日程第 10 報告第 1 号 令和 6 年度取手市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書について 報告第 2 号 令和 6 年度取手市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越計算書について

**報告第 3 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算
の繰越明許費に係る繰越計算書について**

○議長（岩澤 信君） 日程第 10、報告第 1 号から報告第 3 号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっている報告議案につきましては、6 月 3 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りいたします。報告第 1 号から報告第 3 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、議案第 1 号から議案第 3 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11 報告第 4 号 令和 6 年度公益財団法人取手市文化事業団決算報告書並びに令和 7 年度公益財団法人取手市文化事業団事業計画について

報告第 5 号 2024 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団決算報告書並びに 2025 年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画について

報告第 6 号 令和 6 年度一般財団法人取手市農業公社決算報告書並びに令和 7 年度一般財団法人取手市農業公社事業計画について

○議長（岩澤 信君） 日程第 11、報告第 4 号から報告第 6 号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっている報告議案につきましては、6 月 3 日にオンラインにより説明が行われております。

お諮りいたします。報告第 4 号から報告第 6 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、提出者の説明を省略することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩澤 信君） 賛成多数です。したがって、報告第 4 号から報告第 6 号までについて、会議規則第 37 条第 3 項の規定により提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

遠山智恵子さん。

〔23 番 遠山智恵子君登壇〕

○23 番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。まず初めに、報告第 4 号、文化事業団事業計画の点で 1 点伺います——質疑いたします。この間、不登校問題で先日も映画がありました。私もすごい感動したんですけれども、また、未来プロジェクトという、農業——取手の農業をみんなで考えたいという市民団体、そういったところでも映画というか DVD がありました。そのときにスクリーンがないということを改めて確認したわけなんですけれども、ちょっとその辺の状況、検討はされているのかどうか、ちょっと事業

計画から見当たらないんですが、その辺をまず1点だけ伺います。

〔23番 遠山智恵子君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部次長、飯山貴与子さん。

〔政策推進部次長 飯山貴与子君登壇〕

○政策推進部次長（飯山貴与子君） お答えいたします。プロジェクターのスクリーンということでよろしいでしょうか。

○23番（遠山智恵子君） そうそうそう。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） そちらのほうは既に購入済みでございます。そのときには間に合わなかったんですけれども、プロジェクターのスクリーンのほうは購入いたしました。

○23番（遠山智恵子君） ちょっとの間だったということ。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） そうなんです。

○23番（遠山智恵子君） はい了解、もういいですよ。知らなかった。——次長、いいですよ。了解しました。ありがとうございます。おーいって声が届いたんだ。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 素早い対応にあり——よかったです。

続いて、報告第6号、私も農業支援したいという議員の一人として、改めて農業公社事業計画について伺います。

まず、2ページ——報告書の2ページにあります。理事会の皆さん、いろいろ苦勞されていると思うんです。直近の協議会ではどのような方向づけといいますか、公社の在り方、いろいろ議論させていただいてると思っておりますが、その点を伺います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、ただいまの御質疑に答弁をさせていただきます。理事会におきましては、公社の運営などについて協議がなされているわけですが、今回について御意見の一つとしまして、取り扱う前の品種を増やしたらどうか等の御意見がございました。具体的な品種の、例えば多収性——一般の品種に比べて収穫が多いと認められた品種ですとか、あるいは高温耐性に優れた品種の導入についてなどでございました。

また一昨年行いました施設のサウンディングの調査の結果、こちらについても報告をさせていただきましたところ です。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 旧藤代時代から理事会に参加された方が、いろいろなレポートをまとめるんだということで、今後の在り方だとか、もう本当にいろいろと協議されているということで認識をしているところです。引き続きよろしくお願ひしたいと思いますが、機材とかライスセンターの施設整備とか、私は常々一貫して年次計画を立ててやっていく必要があるだろうというふうにここで——この場で発言しているわけなんですけども——提起しているんですが、その点についてはどういう見通しを持っていらっしゃるのか、理事会で。もし分かれば。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。先ほどサウンディング調査を行ったという部長からの答弁があったんですけども、このサウンディング調査の中で、育苗

施設、それから乾燥調整施設の両方を調査対象としましたが、応募は育苗施設のみで、1社の応募がありました。結果としては、播種プラント、それと育苗箱、自動積み重ね装置が最も急務に更新が必要な施設だという提案がありました。また機械の——機械や鋼材の値段の高騰を考えた場合、できるだけ早い更新が望まれるとの意見もありました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） ぜひ参考にして——たしか理事長は中村市長ですよ。その下で協議されているということで、検討、ぜひ具体化していただければと思います。今の備蓄米——米の高騰であつたりということでは、今まで減反、減反ってされてきたのが、本当に今度は米を増産、増産という形に、国会のほうでもいろいろなやり取りがされているということで受け止めているところです。取手でも、ぜひそういう立場で支援を図っていただきたいというふうに思います。

続いて、次の3ページ、事業実績報告書の中にありますけれども、利用状況をまず1点伺います。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） 利用状況でございますが、例年、乾燥調整の利用者、それから育苗に関しても、人数、面積ともにほぼ横ばい状況が続いております。ただ、実際その中身といたしましては、ずっと同じ方が継続して利用しているというわけではなくて、人によっては担い手にもう全部任せるよということで公社の利用をやめていく方、それから、ビニールハウスとか乾燥機が壊れたために、逆に公社のほうを利用させていただきという方が、流動性は多少あるかなといった形です。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 農家さん、そもそもが家族農業がもう主流ですから。そういう意味では、本当に農業公社は必要だな——必要不可欠な形態だというふうに——施設だというふうに私も認識していますんで、その辺も踏まえた上で改めて確認をさせていただいております。

最後になりますけれども、職員体制——賃金とかいろいろ数字は出てるんですけども、職員体制はどういうふうになっているのかをここで改めて伺います。

○議長（岩澤 信君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。今現在、公社の職員なんですけれども、正職員は2名、臨時職員が10名体制となっております。現在の業務に関しては問題なく遂行できております。以上です。

○議長（岩澤 信君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 年間通して、本当に臨時の方が10人が10人、また職員の方が常にという——そういう意味では、農政課の後ろで事務方は常に仕事をされてるという——事務仕事、現場にも行ったりということでやってるというのは認識してるんですけど、やっぱり季節季節であつたりとかいろいろ変動があるんで、どうしても臨時職員体制ということになりかねないのかなというふうに私なりに理解はしてるつもりなんですけど、でも田植機だとか、あと稲刈り機という時には、やっぱり総出で対応していくという、そういう姿も、外に出ると——田畑でそういう姿を見かけているわけです。そういう意味では、いずれ高齢になっていくという職員も、役所と同じで、そういうこともあり得るんで、その辺も見通しながら職員体制、今からしっかり準備といいますか、課題と意識を持っていたきたいということで、これはお願いみたいになっちゃいますけれども。それが必要だと思うんですが、お願いは駄目なんでいかがでしょうか、そういう見通しというか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。確かに今、公社の職員、臨時職員も含めまして高齢化といいますか、50代以上の方でやっていただいております。議員おっしゃるように、これから農業公社が継続的に存続していくためには、そういった職員の体制も整えることが必要かと考えておりますので、十分に先を見据えて検討してまいりたいと思います。

○23番（遠山智恵子君） 以上です。よろしくお願いします。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） それでは、報告第4号について少しお伺いいたします。こちらを見せていただきますと、3ページ目のウが市民文化の普及及び振興とございます。これが自主事業かなと思うんですが、いささか少ないような気がしますが、その辺はどのようにお思いでしょうか。

〔19番 染谷和博君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

政策推進部次長、飯山貴与子さん。

〔政策推進部次長 飯山貴与子君登壇〕

○政策推進部次長（飯山貴与子君） お答えいたします。昨年度は10本ございました。今回8本ということで、御指摘のとおり、すこし少ないかというところはございますが、減ったものが——バスツアーのほうが減っております。今回、バスツアーのほうで企画できなかったということで減っておりますが、令和7年度に関しましては、積極的に進めていきたいと思っております。以上です。

〔政策推進部次長 飯山貴与子君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 積極的に進めていくということで一つ思うのが、少し——バスツアーとか、例えば、市民会館の中だけのイベントというふうになっておりますけども、地域を巻き込んだような、そういうイベントは考えられないでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） お答えいたします。地域を巻き込んだ活動ということで、ただいま取手アートプロジェクトであるとか、あとはアトレさんであるとか——たいけん美じゅつ場VIVA（ビバ）であるとか、そういうところの事業についても検討してまいりますので、ウェルネスプラザも含めて積極的な活動をしていきたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） もう少し大きな音楽イベントみたいなものを地域でやればというふうに思っておりますので、やっていただければと思うんですが。

あとホームページがいささか見づらく、ぱっと開けたときにすごく古い感じがするんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） お答えいたします。やはりホームページも毎年毎年見直しをして、少しずつ見やすく改善しているところですが、御指摘があるとおり、もっと見やすくなるように改善してまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 発行してる「ひだまり」なんかを見たいなと思ったら、どこか

ら入ったらいいんだか分からなかったりとかいろいろありますんで、もうちょっと見やすいものにしていただければと思っております。

それと友の会なんですけど、現在 269 名ということなんですけども、いささかこれもお金を取ってる割にはいかなものかという部分がありまして、例えば、券が先行的に買えるという、一日早く買えるというのはいいんですが、LINE は座席指定ができるのに、友の会会員は座席指定ができない。何か意味が分かんないですけど、こういうのは直していいんじゃないでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 政策推進部次長、飯山貴与子さん。

○政策推進部次長（飯山貴与子君） 友の会の特典といたしましては、先行予約ができるというところと、あとはポイントがつくというところがございますので、やはり御意見をいただきましたので、何かほかにもプラスアルファのものがあるか確認してまいりたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ぜひとも——先行予約できるのはいいんですが、座席指定がそれだけできない——友の会だけできないって、お金を払ってるのに逆じゃないかというような感じがいたしますので、その辺やっていただきたいと思います。

あと、先ほど遠山議員が言っておりましたプロジェクターなんですけども、以前借りたときになくて、文化事業団がなぜないんだとびっくりしたんですけども、購入していただいたということでうれしく思っております。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12 請願第 10 号 取手駅東西自由通路（橋上通路）の早期整備を求める請願

○議長（岩澤 信君） 日程第 12、請願第 10 号、取手駅東西自由通路（橋上通路）の早期整備を求める請願を議題といたします。

請願紹介議員の紹介に関する発言を許します。

佐野太一君。

〔6 番 佐野太一君登壇〕

○6 番（佐野太一君） 請願第 10 号、取手駅東西自由通路（橋上通路）の早期整備を求める請願について、御説明させていただきます。

・請願趣旨

JR 取手駅における東西自由通路（橋上通路）の早期整備を強く求めます。

現在、取手駅には東西をつなぐ地下通路が存在しています。

しかし地形的にすり鉢の底に駅がある形状でしかも西口改札と東口改札が構造的に離れているために駅利用者にとって東西地域間の円滑な移動や交流を阻害しています。

また、橋上自由通路が整備されていないのは、常磐線主要駅の中でも取手駅だけであり、県南地域の交通拠点として著しく利便性を欠いている状態です。

現在、取手駅西口において区画整理として駅前広場や交通環境の整備が進められてきました。さらにこの再整備を実効性のあるものとし、駅周辺の一体的な活性化を図るためにも、東西を直結する橋上自由通路の整備は不可欠です。

西口と東口の分断を解消し、駅周辺の回遊性と利便性を向上させることで、地域の交

流や経済活動の促進にも大きく寄与するものと考えます。

つきましては、以下の事項についてお願いいたします。

・ 請願事項

- 1 JR取手駅において、東西を安全かつバリアフリーで行き来できる橋上自由通路を早期に整備すること。
- 2 橋上自由通路の整備に関し、国・県・JR東日本との協議を推進し、早期に具体的な計画を示すこと。
- 3 取手市として、駅西口整備との連携を図りながら、自由通路の整備に必要な財政的支援や整備計画への参画を積極的に進めること。

以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。

どうぞ皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、請願の紹介に関する発言が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

細谷典男君。

〔17番 細谷典男君登壇〕

○17番（細谷典男君） 細谷でございます。請願第10号、取手駅東西自由通路（橋上通路）の早期整備を求める請願について、佐野議員に質疑をいたします。

この趣旨に盛られてるように、常磐線の各駅で、この橋上の通路になってないと、取手は、大変そういう状況だというように思います。で、次から次と常磐線の各駅に橋上の通路できておりますが、取手だけ取り残されてるという状況だと思うんですけども、どのぐらいの期間取り残されてきたのか、いつ——この東西自由通路の構想は以前からあったわけですけども、それが進んでないということで今回の請願になったと思うんですけども、いつ頃からこの東西自由通路の計画は始まったのか、まずお聞きしたいと思います。

〔17番 細谷典男君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

佐野太一君。

〔6番 佐野太一君登壇〕

○6番（佐野太一君） 細谷議員の質疑にお答えいたします。期間に関しては、すみません——質疑にお答えいたします。期間に関しましては、私のほうで今現在まだ把握しておりません。以上です。

〔6番 佐野太一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） 私が市議会議員になったのが平成16年、2004年なんですけども、この頃は東西自由通路の議論が大変盛り上がってました。どうやって造っていくのかという議論ですから、もう2000——その時2004年ですから、もう20年以上たっているという計画なんですけども。そのときはもう大体図面もできてて、かなりこの議論は煮詰まっていた時期だったんですけども、それが今日なぜ進まなかったのか。最近のこの東西自由通路に関する計画は残ってるんですけども、これを裏づける予算というのはどの程度なのか、把握されてますか。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 私のほうで確認しましたところ、今現在、東西自由通路に関する予算はついていないということで把握しております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） ということは、計画はあるけども、これをやる意思是、執行部

のほうには今のところないということだと思うんですけども、これはなぜ進まないのか。なぜこのように、佐野さんが早期実現を求める請願の紹介議員にならないといけないほど、なぜ進まないのか。その理由は何なのか。どのように把握されてますか。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） お答えいたします。様々な理由があると思います。周りの住民の方ですとか、町との関係、JR、県、いろいろなところとの関係性が大いに含まれてると思います。ただ今後、西口開発、これが進むに当たって、過去——JRのほうでも検討を再度するといったことが過去いろいろあったと思いますけども、JRのほうでも再度検討するといった方向に市は動いていただけということも、希望も含めまして、今回請願出させていただいております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この橋上東西自由通路が、先ほど言ったように、2004年頃は大変盛り上がった、どう造っていかうか、この議論はかなり活発だったんですけども、できなかった一つの理由は、橋上駅舎構想、その頃は駅中というように、駅を広くしてそこに滞留人口をつくろうかとかという、駅の中を充実させていかうかというような構想はあったんですけども、そのことについて、橋上駅舎について、JRのほうと合意ができなかったというのが一つと、もう一つは、この橋上駅舎を造れば、駅の改札は一つになることも可能だということで東口が閉鎖すると。このことについて地域の理解が得られるのかどうかというところが課題だったわけですよ。そんなこともあって進まない状況で今日まで来たんですが、その当初の計画と現段階、環境が変化してると思うんですけども、この辺はどのようにお考えですか。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） 確かに平成21年に、JR東日本による経営判断で、駅舎の橋上化に関する計画は一旦断念するといった経緯はございましたけれども、私としましても今後、再開発事業の施工計画など、また、複合施設などの建設などによって状況は著しく変わっておりますので、今現在の状況を踏まえましてところで、再度JRとの計画——JRとの交渉というのも新たにまた始められるところだと考えています。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17番（細谷典男君） この議論をしたときの、盛り上がったときの東西自由通路の意義というのは、駅前の回遊性を作り出すと。その回遊性の一つのアイテムとして東西自由通路があったわけです。当然自由通路以外はもう一つの——一方の四ツ谷橋、これはもう老朽化してたわけですけども、この建て替えは出来上がったと。そして、西口と四ツ谷橋を結ぶ西口はペデストリアンデッキで結べたということで、完成してるわけです。で、東西自由通路と東側なんですけども、東側は、ある病院の閉鎖に伴ってマンションを建設するという計画があって、そのマンションを利用して、もうフラットに近い形で東口から四ツ谷橋まで抜けられるということで、東西自由通路ができれば回遊性が完結すると、これを何としても実現していこうということで当時は取り組んだわけなんです。

現在どうかということで見れば、マンションは独自に建てて、もはやそこを通すような見通しはないわけですよ。そうすると、東西自由通路を当初描いていた回遊性という観点からいけば、意義は失われてきてるんじゃないかというように思うんですけども、この点はどうでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 佐野太一君。

○6番（佐野太一君） お答えします。確かに当時と比べてみれば回遊性という面では、構造上、今現在、出来上がっている形からすると考えにくい——難しいかなという点もご

ございますけれども、そこら辺は、やはり専門性をもって今後計画していく、少しでも回遊性をもって建設できるよう近づけていくというのは、これから建設をするということに決まった段階での先の話かなというふうに私は思いますし、全く今の状態でも回遊性を取れないというふうには考えておりません。また、東西含めたエリアマネジメントということで、駅を中心とした広い地域でのエリアマネジメントを行う意味でも、東西自由通路の橋上化、自由通路の重要性というのは計り知れないものがあると私は考えております。

○議長（岩澤 信君） 細谷典男君。

○17 番（細谷典男君） その計り知れないものになるかどうかなんですけども、それはかける費用と、そしてそれに伴う効果がどう出るのかという判断になるかだと思いますんで、この辺はまた委員会のほうでじっくり審議させていただきたいということで、質疑は以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。
赤羽直一君。

〔22 番 赤羽直一君登壇〕

○22 番（赤羽直一君） 赤羽でございます。この東西自由通路の請願趣旨については大変私も賛成でございます。早く、できれば実行していただきたいと。ただこの請願事項を見ますと若干矛盾があるんじゃないかと思うんですが、これを紹介議員にお伺いしたいと思います。1つは、1の自由通路を早期に整備すること、2の早期に具体的な計画を示すこととあるんですが、3に西口整備との連携を図りながらというふうに書いてあります。今、取手駅西口の整備に全力を挙げているところだと私は思うんですが、あの西口の整備計画がはっきりしないことには、この東西自由通路の取付けですとか、そのところはできないんじゃないかと私は思ってるわけでございます。その辺の矛盾を紹介議員はどのようにお考えになってるか、お伺いしたいと思います。

〔22 番 赤羽直一君質疑席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。
佐野太一君。

○6 番（佐野太一君） 赤羽議員の質疑にお答えいたします。矛盾ということですね。西口開発事業、進んでいかないとということなんですけども、やはり進む——計画段階でも進めていく——東西自由通路について進めていく。また協議に入るための準備というものは行えるかなというふうに私は捉えております。そこも含めて早期にというように、私は捉えております。

○議長（岩澤 信君） 赤羽直一君。

○22 番（赤羽直一君） 御存じのように西口の整備計画が、何らかの事情かよく私も分かりませんが、遅れることになりました——必ず遅れると思います。これは、そういう状況になったときにこの自由通路だけ早期にというのは、私はこれはちょっと難しいんじゃないかと、そのように思っております。答弁は結構でございます。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております請願第 10 号については、請願文書表のとおり、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第 13 市政に関する一般質問

○議長（岩澤 信君） 日程第 13、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、入江洋一君。

〔21 番 入江洋一君登壇〕

○21 番（入江洋一君） 皆さん、おはようございます。みらい・維新・国民の会の入江洋一です。今回、一般質問トップバッターということで、私の 21 年の議員生活の中で初めて 1 番目をやるんじゃないかと思います。もう緊張して昨日からドキドキして眠れませんでした。

〔笑う者あり〕

○21 番（入江洋一君） それでは、通告に従いまして順次質問させていただきます。昨年 12 月 9 日に、常総環境センター資源化施設の不燃ごみ処理設備において火災が発生しました。出火原因については、消防・警察による現地検証が行われ、直接の原因となるものは発見されませんでした。リチウムイオン電池による発火が強く疑われるところです。施設は現在も復旧のめどが立っていないことから、令和 7 年 4 月 1 日より、取手市を含め構成 4 自治体で、新たな分別方法による不燃ごみの収集を実施しています。具体的には、不燃ごみのうちプラスチック類と金属類を分別し、毎月第 4 週は金属類として不燃ごみを出しています。まず、この分別方法の変更による 4 月、5 月の状況についてお伺いいたします。

〔21 番 入江洋一君質問席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） 入江議員の御質問に答弁をさせていただきます。議員から今ご案内がありましたように、昨年 12 月に常総環境センター資源化施設の不燃ごみ処理施設で火災が発生をいたしました。市民の皆様がごみを排出する際に、決められたルールに基づいて分別をしてごみを出すということの徹底が、改めて求められているところでございます。この火災によって、不燃ごみは県外の民間廃棄物処理施設に外部搬出することとなり、この外部搬出処理費用削減のために、毎月第 4 週目の木曜日——第 4 週目の不燃ごみは金属類としております。ごみの分別につきましては、皆様のごみ排出時において日々進めていただいていることと思いますが、今回このような火災が起こりますと、非常に膨大なコストをかけてごみの処理を外部搬出委託することとなります。市といたしましても、関係機関をはじめ、様々な機会・方法を通じて周知を積極的に進めてまいります。不燃ごみ分別変更後の状況につきましては、担当課長から御答弁させていただきます。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 分別の方法が変更になった後の状況について、お答えさせていただきます。4月1日から変更になったわけですが、その後4月25日、そして5月23日、これまでに2回の不燃ごみの収集日がありました。変更後の状況について、お問合せの件数等でお答えさせていただきます。4月25日につきましては116件、5月23日につきましては56件のお問合せをいただきました。その内容ですが、
「分別が変更になった収集日で間違いないでしょうか」という確認、または、
「分別されずに出た不燃ごみは回収されるのか」といった内容が主なものでございました。今回、新たに不燃ごみを分別するというこの方法が、令和7年の2月に決定し周知期間が短かったことから、当面は通常の不燃物が今回新たに設定しました金属類等の回収日に出されていても回収することが、常総環境センターで決定している状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。今ご答弁にもありましたように、不燃ごみの分別方法変更後、4月に116件、5月には56件と問合せがあったように、まだ変更してから約2か月で周知が行き渡っていないとは思いますが、当面の間、回収していただけるということなので安心しました。引き続き、周知の徹底、柔軟な対応をよろしくお願いいたします。なお、私のほうからも、市民の皆様にはその辺の周知のほうはさせていただきたいと思っております。そこで、取手市では今回の火災事故をはじめ、分別等に関する重要性や具体的な分別方法について、市民にどのような媒体を使って周知しているのか、具体的に教えてください。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） お答えさせていただきます。ごみを分別することにつきましては、ペットボトルなど資源の再利用の促進、焼却や埋立てによります環境負荷の軽減、地域社会の意識向上、廃棄物処理コストの削減など、多くの側面から重要な取組でございます。そのため、ごみ分別の重要性や分別方法について、市では、いろいろな媒体を活用して市民の皆様へ周知を行っているところでございます。市のホームページはもちろんですけれども、広報紙、SNS等で分別方法や収集日程などを提供してございます。現在、市のユーチューブの公式チャンネルにおきましても、不燃物の分別の動画をアップしてございます。またそのほかには市民向けの出前講座であったり、昨年度は常総環境センターへの見学会を2回実施してございます。こうした啓蒙活動にも努めているところでございます。今後、こうした周知の方法についても、市民の皆様に分かりやすいように、見直しを今後図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。また、毎年3月中にはごみカレンダーを市内の全戸に配布しております。今回は不燃ごみの方法が変更になりましたので、そちらのご案内と、リチウム電池回収場所を拡大しましたので、そのことについてのお知らせもごみカレンダーと一緒に配布したところでございます。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございます。ただいま御答弁にもありましたように、様々な周知方法がある中で、特にごみカレンダーの全戸配布は市民の皆様にとって非常に重要なものであり、適切なごみの分別や収集日を周知するための効果的な手段です。そのごみカレンダーにつきましては、私が1期目のとき、ちょうど最前列の議席で中村市長と肩を並べて取手の未来について話し合っていたり、たまに私の駄じゃれにお付き合いしていただいたり、また、細谷議員もその右側のほうに座っていました。皆、裏表ないフレッシュな姿で議会に取り組んでいた記憶がございます。当時、旧藤代町と合併した年の平成17年第4回定例会におきまして、市民の方々からの要望を受け、ごみカレンダー

一の作成について一般質問で御提案し、即、導入していただきました。市民の皆様からは、ごみを出す日がこのカレンダーを見れば一目瞭然、本当に分かりやすく便利になったと喜びの声を多数いただきました。そのような経緯もございますので、このごみカレンダーについては大変熱い思いがあります。しかしながら、今回、市内各地域において、ごみカレンダーが配達されていないという事例が発生しました。金澤議員のお宅にもカレンダーが配達されていず、赤い袋と青い袋を持ってあの辺をうろうろしていたということですが——そういう配達されていないという事例があり、一部の市民の皆様から、その地区のほとんどの世帯にごみカレンダーが配布されていないけどどうなっているんだという、お怒りの声が私のところに届いておりました。その状況について教えてください。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。このたびは市内各地域におきまして、ごみカレンダーが配達されていないという御連絡を多数いただき、市民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。誠に申し訳ございませんでした。ごみカレンダーは各家庭が出すごみの種類や収集日を明示することにより、適切なごみ分別を促進し、地域全体のごみ処理効率の向上に寄与すると考えており、全戸配布することは市の施策である4R推進のために欠かせないものであると認識しております。令和7年度のごみカレンダー配布は、令和7年2月28日に委託業者と契約し、契約期間は3月1日から3月28日までといたしました。3月10日頃から——3月10日から配達が始まりましたが、3月25日以降、未配達の連絡が増加し、3月31日には119件、4月1日には124件と特に多い状況で、5月23日までの集計でございますが、計714件の御連絡をいただいた状況でございます。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ただいまの御答弁で未配達の連絡が714件とかなり多くの件数がありましたが、今までになかったことなのではと、私の記憶にもございません。それでは、そのごみカレンダーの未配達はどの地域だったのでしょうか。また、未配達について、どのような対応をしたのか伺います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 今回、市内各地域の皆様から未配達の御連絡をいただいた状況ですけれども、その中でも特に集合住宅がございます戸頭、青柳、取手駅周辺、宮和田などで多く発生したという状況でございます。ごみカレンダーが未配達——されていない地域への対応ですけれども、業者との協議によりまして、契約期間満了後の令和7年3月29日から令和7年4月4日までは委託業者が配達をしたところでございますけれども、その後は職員のほうで戸別に配達をしたという状況でございます。またそのほか、例年どおり各市役所の窓口・公民館・図書館など市内公共施設、全部で25か所に毎年カレンダーを配置しておりますので、その点についても実施したところでございます。また、住民の方の御協力によりまして配布していただいた地域もございます。改めておわび申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21番（入江洋一君） ありがとうございます。それでは、その委託業者の管理について、どのようになっていたのかお聞きいたします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） 委託業者への配達の管理についてですけれども、配達の進捗状況につきまして、随時、委託業者の責任者から環境対策課へ報告を受けてございました。委託業者がその配達をどのように管理していたのかというところでは

れども、責任者が社内のパソコンで、配達員が持っているGPSを基に行動範囲をチェックしておりました。

また、社へ配達が終わって戻ってきた社員に対しまして、配達箇所をチェックした住宅地図、そして、カレンダーの残っている枚数を確認するもので、この結果について先ほどお答えしたとおり、随時、環境対策課へ報告をされていたというところでございます。しかしながら、先ほど来からお話でございますように、大量のお問合せをいただきました。そしてまた、例年、届いていないという御連絡は20件ほどでございます。その主な理由といたしましては、おうちにポストが設置されていなかったということがほとんどでございます。しかし今回は、集合住宅ごと、そこに丸ごと配達されていないであるとか、1つのポストに複数部入っていたという、今までにない事例が発生していたところでございます。先ほどお答えしたとおり、今回の業者につきましてはGPSなどを使って配達の管理をしておりましたが、多数の配達漏れがあったということから、今後は同様のことがないように、適切な管理方法等につきまして現在、調査を継続して実施しているというところでございます。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） そうですね、業者に委託してからの管理体制というのが最も重要だと思いますので、しっかりと管理方法等の調査をしていただきたいと思います。

それでは最後、今後、ごみカレンダーの未配達を防止する改善策についてお聞かせ願います。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部長、森川和典君。

○まちづくり振興部長（森川和典君） お答えをさせていただきます。先ほどお答えをしましたように、ごみカレンダーの全戸配布は、市のごみ減量施策を推進するため非常に重要な取組であり、ごみの適正処理を市民の皆様をお願いする上で欠かせない情報です。今後の改善策といたしましては、配布時期をこれまでの3月から2月へ前倒ししまして、不測の事態の場合にも対応できる時間を確保したいと考えております。また、配布方法、業者選定などにつきましても近隣自治体を調査しているところですが、例えばサウンディング型市場調査を実施し、民間業者の意見を取り入れた自治体の事例などもございました。こういった様々な手法を検討し、今後、配達漏れのない体制を整えてまいりたいと考えております。冒頭にも御答弁をさせていただきましたが、市としても引き続き分別徹底をすることの大切さについて周知を行ってまいります。先ほど議員のほうからもお言葉いただきましたが、議員の皆様にも分別徹底についての御案内についてお力添えをいただければ、お力添えをお願いしたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 入江洋一君。

○21 番（入江洋一君） 御答弁ありがとうございました。ごみを出すということは、市民の皆様が、生活していく上で欠かすことができない大変重要なことです。それが年度が変わって分からなくなってしまうということは、市民の皆様も大変戸惑ってしまうと思いますので、今回の事例を教訓として、今後二度とこのようなことがないようにしっかりと委託業者との連携、管理体制を整えていただきたいと思います。

また、市民の皆様にも、ごみの出し方、分別には大分細かくなっていて大変だとは思いますが、きちんとルールを守っていただきますよう御理解と御協力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、入江洋一君の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 1 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

染谷和博君。

〔19 番 染谷和博君登壇〕

○19 番（染谷和博君） 染谷和博でございます。入江議員のまねをして大きな声で返事しました。皆さん御飯の後、眠いでしょうから、今ので起きたと思いますので、よろしく願いいたします。それでは通告に従いまして一般質問させていただきます。医療用ウィッグの補助についてです。がん治療を受けている方のウィッグの購入やレンタル費用の補助について、お伺いいたします。この質問は令和 2 年第 4 回定例会で久保田真澄議員が一般質問しております。先日、がん治療をしている知人から、「取手市は医療用ウィッグの補助がないんですね」と言われました。「近隣自治体では実施しているところが多いですよ。ぜひ実施してください」ということです。医療用ウィッグは一般的に既製品で 3 万円から 10 万円程度、セミオーダーウィッグで 10 万円以上、さらに全てにこだわり抜いたフルオーダーウィッグでは約 40 万円以上かかることもあります。価格の違いはウィッグの種類や素材、製造方法などによって変わってきます。医療用ウィッグは自然な見た目や快適な着け心地を重視してつくられているため、比較的高価なものが多くなります。一方、ファッションウィッグやコスプレウィッグはデザイン性が重視されており、価格も手頃なものが多いのが特徴です。がんなどの治療や——がんなどの病気や治療の過程で髪を失った方々にとって、医療用ウィッグは身体的でなく？にも？心理的にも大きな支えとなりますが、医療用ウィッグの費用は高額であり、経済的負担が生じます。茨城県では、がん治療を受けている方の社会参加を応援するため、ウィッグの購入費用を助成する事業を行っており、最大 2 万円までウィッグの購入のため助成を受けられます。パワポを使いますので移動させていただきます。

〔19 番 染谷和博君質問席に移動し資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） これが茨城県のウィッグの補助制度のチラシになります。こうなっております。そしてもう一つ、これ笠間市ですね、笠間市も独自にやっております、このようなチラシを作って配布しております。このような状況を踏まえ、取手市として医療用ウィッグに対する補助制度の導入を検討してみてもどうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君登壇〕

○健康福祉部長（彦坂 哲君） ただいまの染谷議員の御質問に御答弁させていただきます。がん治療を受ける方々の脱毛に対する精神的負担については、我々も非常に重要な課題であると認識しております。また、医療用ウィッグの費用が、先ほど議員からも御紹介いただきましたように、患者さんの経済的負担となっているというところについても理解しております。現在、取手市では、医療用ウィッグの購入やレンタル費用に対する補助制度は設けておりませんが、先ほど議員より御紹介のありました茨城県のいばらきがん患者トータルサポート事業におきまして、がん治療を受けている方の就労等の社会参加を応援する目的で、医療用ウィッグ、乳房補整具の購入やレンタル費用を補助しており、県内に住所を有する方であれば、この補助制度を利用することができるということを承知しております。取手市といたしましても、今後、医療用ウィッグに対する補助の必要性や効果について、他自治体の事例やまた相談者のニーズなどを精査いたしまして、導入に向けて検討のほうをしてまいりたいと考えております。以上です。

〔健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ありがとうございます。導入に向けて検討していくということですので、ここで終わりにしてもいいんですけど、せっかく出ていただいたので、多少答えていただきたいと思います。それでは、近隣自治体の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 健康福祉部次長、関口勝己君。

○健康福祉部次長（関口勝己君） お答えさせていただきます。がん治療を受けてる方へのウィッグの購入やレンタルの補助につきまして、近隣市町村、龍ヶ崎市・守谷市・つくばみらい市の令和6年度の実績状況をお伝えさせていただきます。龍ヶ崎市は令和6年度よりウィッグ助成制度を開始し、ウィッグ本体購入に対する助成を最大2万円まで行っており、利用された方は2人で助成額は4万円と低い状況にありますが、制度開始の初年度ということもあって今後伸びていくものと思われます。一方、守谷市は助成額を最大2万円まで行っていますが、予算を超える需要があり、利用者は23人で助成額は46万円と、助成制度が活発に活用されております。つくばみらい市におきましては、最大1万円の助成を提供し、比較的高い利用率を示しており、利用された方は11人で助成額は11万円となっております。また、龍ヶ崎市においては、茨城県の先ほど議員のほうから御紹介ありました、いばらきがん患者トータルサポート補助制度との併用が可能となっております。県の補助額の最大2万円と合わせますと、最大4万円までの助成が受けられるようになっております。守谷市とつくばみらい市は、いばらきがん患者トータルサポート事業助成金を受けている場合は、補助金分を減じた額を購入経費とし、その2分の1を助成しているような状況でございます。本市におきましても、これら近隣市町村の取組を参考にし、がん患者の方々の負担を軽減するための施策として検討を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 近隣の状況、よく分かりました。取手市がつくるときは、ぜひとも龍ヶ崎市のような形でつくっていただければなというふうに思っております。これで終わりにします。

次、移らせていただきます。次に、給食センターの活用についてです。「学校に通えない子どもたちに給食で社会とのつながりを届ける」についてです。八王子市が運営する給食センターは毎日あるおもてなしを行っています。様々な事情で学校に行けない子どもたちに、無料で給食を振る舞う「ランチのお誘い」です。全ての子どもたちに給食の思い出を作ってほしいと、招待状を作り、行動を始めました。給食センターには子どもたちからたくさんのメッセージも届いていて、このランチのお誘いがきっかけで学校に行くことができた子もいるそうです。「ただ単に食べるだけじゃなくて、人との繋がりを実感してもらいたい。大人は君たちをちゃんと見てるよ、決してひとりぼっちじゃない。給食を通じて、子どもたちに人との繋がりを感じてもらおう」ためです。切替えお願いいたします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） このようなチラシを使って、第二の居場所として給食センターを使っていいただければということで、こんなふうにつくっております。取手市において同様の取組は可能かどうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきます。議員から御紹介のありました東京都八王子市の取組につきましては、情報誌や新聞でも取り上げられておりまして、私のほうも把握はしておりました。また改めて取組状況をお聞きいたしました。不登校支援の一環としまして、給食を食べる機会を提供するとともに、給食センターに来所することで、社会へのつながりのきっかけづくりとなることを目指しておりまして、実際に不登校の方が、家から一歩踏み出すというきっかけとなった児童さんもいらっしゃるというふうに聞いております。大変すばらしい取組であるとは感じております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） それでは、お伺いいたします。このような取組をする中で、まずどのような課題があるかお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、松崎 剛君

○教育次長（松崎 剛君） それでは、お答えさせていただきます。取手市で同様の取組をする場合ということで様々な課題があると認識しております。まず、立地施設の課題があると考えております。取手市立の学校給食センターにつきましては宮和田地区にあることから、お住まいの場所にもよりますけれども、来所するには自動車等、そういった送迎が想定されることから、なかなか来所に至らないのではないだろうかというところがございます。また、建物の2階には食堂がありますけれども、八王子の給食センターのような市民の方が来所することを前提に整備された施設とは違いまして、来所希望者を受け入れるだけの施設にはなっていないというふうに認識しております。

また次に、給食費の課題があると認識しております。八王子市では、児童につきましては当日の連絡のみ、生徒につきましても当日連絡——事前予約もなく来所が可能ということで対応されているようなんですけれども、なかなか八王子市の担当の方に確認した中では、来所者の予測が難しく、食料材料費の調達がかなり課題であるというようなこともお話がありました。そういった点、給食費の徴収の点でも課題があるというふうに認識しております。

最後に、対応する職員の課題もあるかなと思っております。まず給食センターの職員のほうも人数も多くないということから、なかなか対応が難しいのではないかと考えております。あと、あわせまして給食の提供ではなくて不登校支援というふうに捉えた場合、支援に対応できる職員の配置が望まれますけれども、その都度、職員等を派遣するというような手法につきましても、なかなか難しいとは考えております。しかしながら、この事業を実施する場合においても、これらの課題の整理が必要となるというふうに認識しております。八王子市のような柔軟な発想が大いに参考になることから、他市町村の事例を調査研究してまいりたいと考えております。また、不登校の支援という観点からも、社会とつながるきっかけ、居場所づくりの取組という点におきましても、引き続き教育委員会として手法を検討してまいりたい、そんなふうに考えております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 確かに実現しようとする、いろいろな課題があるのは分かりました。ただ、小学生の場合、センターに1人で来るとするのは考えづらいので、保護者の方が連れて来ていただけるんじゃないかと思うので、場所的な問題というのはあるにせよ、そんなに大きい問題じゃないかなと。中学生だと、ちょっと自分で来るとなるとやはり厳しい感じかなということは考えられます。また、場所というか、中ですね、中に何度か私も行かせていただいて食事させていただきましたけど、そんなに新しくはないです。ただ、施設はきれいに掃除されてきれいですし、2階からですと給食を作っている様子な

んかも見られますので、そういう意味ではすごくいいところではないかなと思います。その中で言われてました、もし給食を提供できるようになれば、不登校支援とかもありますのでやはり職員さんを配置しなきゃいけない。教育総合支援センターから来ていただくとか、また低学年の場合、こども発達センターから来てもらう等があると思うんですが、もし実現するとしたら、その辺の職員の派遣というのはかなり大変なものになるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。先ほど今の八王子市さんの事例から言いますと、やはり事前の予約とかそういったものがなくということで——ことになってきますので、必ずしも来所が必ず来ていただけるという状況でない中で、そのタイミングで職員を派遣するということになると、今のこの制度上だとなかなか難しいかなというふうに認識しております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 私としては、これは毎日やるというのは非常に難しいと思います。月 1 度、決められた日にちだけでもいいと思うんで、実現できればと思ってます。

それともう一つ、先ほどもちょっと話に出てきました給食代ですね。提供していただいた給食代をどのようにするかというのは、これ非常に難しいと思いますが、どのようなことが考えられるでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 教育次長、松崎 剛君。

○教育次長（松崎 剛君） お答えさせていただきます。給食費につきましては、児童生徒が、そのときに学校等に行っていないということであれば、その給食費の徴収というのは当然ございませんので、その都度来ていただいたときには、その分の実際に用意した部分での徴収というのが必要になってきます。その辺の部分で、少しちょっと課題があるかなというように認識しております。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） そうですね、多分、保護者の方と来ていただいたら、一緒に食べるとか、そういう形になるんでしょうから、その辺の徴収の仕方というのもあると思いますけども、課題はかなり山積みではありますけども、ぜひとも一度実施していただいて、どのような反応なのかとかいうか、そういうのを見ていただきたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは、次に行かせていただきます。子ども図書館について、お伺いいたします。取手駅西口 A 街区に予定されている図書館に子ども図書館を設置することについてです。これは平成 21 年第 1 回定例会で阿部元議員が、平成 29 年第 1 回の定例会で私が、子ども図書館についての一般質問をしております。子育て世帯には一般の図書館に入りづらいという点から、このようなニーズに応えようと、乳幼児連れの図書館利用の増加により、子ども全体を対象とする児童サービスから、発達段階に応じて求められるものをより具体化させる傾向が高まっております。子ども図書館を設置することは、地域の子どもたちの読書推進や学習支援、文化的な成長にとって非常に重要な役割を果たします。石岡市こども図書館本の森は、子ども専用の独立した建物で、大人に気兼ねなく子どもと本を読める図書館です。子どもたちが本に触れたり、学んだり、遊んだりできる夢のような空間で、大人も一緒に楽しめ家族みんなで行けます。また、子どもたちが声を出しても比較的自由的な雰囲気のところが多く、子どもたちが伸び伸びと本に触れられるよう工夫されています。例えば読み聞かせコーナーや自由に絵本を読むスペースなど、楽しく過ごせるようになっています。子どもが気兼ねなく本を楽しめ、親子でゆっくり読書できるのが特徴です。切替

えお願いいたします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君） これがこども図書館、そんなに大きなものじゃないですが、独立した建物になっております。そして、中はカウンターがあったり、書庫もちょっと小さくなったり、お話の部屋とかがあったりして——なっております。そしてトイレも乳幼児室とか多目的トイレとか充実しております。取手駅西口 A 街区に予定されている図書館にこども図書館の設置はできないかどうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

副市長、黒澤伸行君。

〔副市長 黒澤伸行君登壇〕

○副市長（黒澤伸行君） 染谷議員から御質問のありました子ども図書館整備の考え方の前に、現在の再開発事業の状況について御説明をさせていただきます。再開発事業の施行予定区域の変更を受けて、準備組合におきましては事業計画案の見直し作業を進めているところでございます。このような中、再開発事業に関する事業協力者につきましては、社会情勢の変化や建築工事コストの高騰などの複合的な要因により、今般、事業協力関係が解消となることとなりました。こうした状況を受け、現在、準備組合及び市が協力して新たな事業協力者を選定し協定を締結すべく、様々な協議・調整・交渉などを行っているところでございます。市が再開発ビル内に整備を検討している複合公共施設につきましては、再開発事業の施行予定区域や事業協力者の変更に応じて、準備組合と歩調を合わせながら検討作業を進めていきたいと考えております。複合公共施設の図書館部分の考え方につきまして、都市整備部長から答弁させていただきます。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部長、浅野和生君。

〔都市整備部長 浅野和生君登壇〕

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、複合公共施設の図書館部分における、子どもが利用できるスペースに関する考え方につきまして答弁させていただきます。複合公共施設内の図書館部分につきましては、子どもから大人まで多様な世代の読書ニーズに対応し、幅広い世代に来館いただく施設としていくことを想定しておりまして、こうした観点から、絵本や児童書を配置し、親子、または子ども同士で本と親しむことが可能なスペースにつきましても整備していきたいと考えております。このようなスペースを整備していくことは、子どもの頃から本に親しむ環境を整備するという観点のみならず、子育て支援方策の充実という側面も有することと考えております。こうしたことから、子どもが利用できるスペースを充実させていくことに関しましては、大きな意義があると考えているため、新たな複合公共施設内の図書館部分につきましても、絵本や児童書を配置し、親子や子ども同士で過ごすことができるスペースを整備し、そこでは、親子や子ども同士が声を出してコミュニケーションを深め、また飲食などもできるようにしていきたいと考えているところでございます。

〔都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） ありがとうございます。なかなか、まだどういいうものができるか全く形がないうちの話になってしまいますので、ちょっと難しいかなと思うんですけども。先日、建設経済常任委員会で太田市に行きまして、図書館と美術館が一緒に入っているところに行きました。そこは絵本の——絵本が2万冊でしたっけ、委員長——そのくらいあるようなところで——急に聞いちゃいましてすみません。非常に、図書館と言いながら話をしているというスペースがほとんどで、何かちょっとざわざわしていい感じなんで

すね。ですので、ぜひとも、今度できるものがそういうふうには難しいと思いますけれども、きっちりこのスペースが子ども用ですよじゃなくて、きっちり分けて、ここから先は子ども図書館だから飲食もいいし話してもいいよ——そういうふうな形にしていただければと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 都市整備部次長、中村有幸君。

○都市整備部次長（中村有幸君） それでは、お答えさせていただきます。子どもが利用できるスペースの具体的な面積や階数などにつきましては、来年度に策定作業を行う予定であります複合公共施設に関する基本計画の策定プロセスにおきまして、再開発事業全体の施設計画と整合を図った上で、検討・決定していきたいと考えております。また、基本計画を策定するに当たりましては、市民の皆さんの御意見を幅広くお聴きしていく予定であり、特に中高生に対するアンケートや高校生を対象としましたワークショップなどを実施することによりまして、若い世代の御意見を積極的に聴いていきたいと、このように考えております。再開発準備組合におきましては、変更となりました施行予定区域における施設計画案や収支計画案の検討作業を進めているところでありまして、市としましても、こうした準備組合の検討作業の進捗状況と歩調を合わせながら、基本構想の策定作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。いずれにしましても、変更となりました施行予定区域におきます再開発事業全体の施設計画案に併せまして、複合公共施設のワンフロア当たりの面積や階数・形状などを検討していく必要があることから、今後、準備組合における検討作業とリンクする形で複合公共施設の検討作業を進め、こうしたプロセスにおきまして、子どもが利用できるスペースの詳細につきましても、しっかり検討作業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） まず、面積が決まらないことにはどうしようもない部分がありますけれども、ぜひとも子どもが自由に遊べる、そして声を出しても大丈夫、そういうような施設を造っていつていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に移ります。次に、まちじゅう図書館についてです。まちじゅう図書館とは、地域に住んでいる人が自分の持っている本を玄関先や店先に置くことで、本を通してコミュニケーションを図る活動です。先日視察に行った太田市のまちじゅう図書館の取組では、地域の参加店にフラッグを出したり、参加店のマップを作っています。これらを基に、まち歩きをしながらお気に入りの図書館を探することができます。太田市の場合、美術館・図書館のサイン計画と一体で、まちじゅう図書館のフラッグや地図もデザインしました。まちじゅう図書館の主催者は「館長さん」と呼ばれ、利用者とのコミュニケーションを楽しんでいます。書籍を貸し出すかどうかは事務局でコントロールせず、各図書館に任せています。貸し出さない図書館もあれば、貸出しノートや簡単なシステムに記録し貸し出す図書館もあります。太田市では、まちじゅう図書館を実施するに当たって、興味のある方を募り、事例紹介やディスカッションの場を設けました。現在では太田市美術館・図書館を中心に 37 のまちじゅう図書館が参加しています。鉄道の本を置いている和服屋さん、様々な薬瓶と一緒に本を並べている薬屋さん、来館者と一緒にお話できるブースを設けている酒屋さんなど多様です。図書館に司書という本の専門家がいるのと同様に、まちじゅう図書館にもその本の棚のことをよく知り、専門知識を持った館長さんがいます。図書館事業の取組を通して地域の様々な人が図書館のファンになり、主体的に関わって、まちじゅう図書館の館長さんのように図書館の一員となっております。切替えお願いいたします。

〔19 番 染谷和博君資料を示す〕

○19 番（染谷和博君）　これがまちじゅう図書館ということで、これちょっと前ですが、親子スタンプラリーをしたりしております。そして今年の2月14日なんですけども、おおたまちじゅう図書館ちょこっと講座というのを、館長さんに来ていただいて収納整理についてとか、ちょっといい話とかいろいろしていただいて、このようなことをしております。非常にいい取組だと思います。取手市においても同様の事業ができるかどうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君）　教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君）　それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま染谷議員より御紹介いただきました、おおたまちじゅう図書館について、改めて私も調べさせていただきました。おおたまちじゅう図書館は、駅前に図書館を設立するに当たりまして、駅前の活性化やにぎわいを創出することを目的に、おおたまちじゅう図書館事業を立ち上げて8年が経過しているところです。太田市内の商店や事務所など、おおたまちじゅう図書館37館の各館長のお気に入りの本、思い入れのある本などを置いてあり、本との出会いを通じて、まち歩きや、地域とのつながりを楽しめる仕組みがつけられています。このように本を軸とした人や町との新たな出会いをつくる発想は、市立図書館の役割の可能性を大きく広げるものであり、非常に興味深い取組だと感じております。

当市におきましても、市立図書館は単なる本を借りる場所にとどまらず、市民一人一人が本と出会い、自らの世界を広げていくための拠点と考えております。先日開催しましたとりで図書館まつりには、1,400人——約1,400人弱の方が訪れまして、おはなし会や館内見学ツアー、しおり作りなど、本と触れ合う楽しさや図書館の魅力を再発見していただく一日となりました。取手市では子どもから大人まで多くの市民の方々に本と触れ合う機会を提供するため、公民館をはじめとした公共施設への予約図書の配送を行っております。図書館の本受け取りや返却ができるようになっております。また、子どもの読書活動を推進するため、市立小学校の学校図書館と市立図書館関連事業「ほんくる」【「市立図書館関連事業「ほんくる」」を「市立図書館連携事業「ほんくる」」に発言訂正】によりまして、小中学校の児童生徒は市立図書館の本を学校で受け取ることができる仕組みを構築しております。予約カードや図書館のホームページ、ほんくるから本を予約して受け取り先を近くの公民館や小中学校で受け取る方の割合は全体の4割弱となっております、好評をいただいております。また、図書館の資料を小中学校の授業などで活用する場合は、団体貸出し、こちらを行っておりますが、貸出し冊数と貸出し期間を拡大して利用していただいております。ふじしろ図書館は団体貸出し専用の書庫がございまして、小中学校以外にも幼稚園や保育所、子ども会、福祉施設なども対象となっております、多くの団体に御利用いただいております。今後は図書館を核とした地域連携の在り方や、市民と本との多様な関わり方についても模索しながら、本を通じた町の魅力づくりを進めてまいりたいと考えております。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君）　染谷和博君。

○19 番（染谷和博君）　いろいろな事業をなさってるということで、その中でありました団体貸出しなんですけども、かなりいいことだなと思うんですけども。年間どのくらいの実績があるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君）　教育次長、香取美弥さん。

○教育次長（香取美弥君）　お答えさせていただきます。令和6年度なんですけれども、登録団体は92団体ございました。そして、実際に利用していただいた団体は41団体とい

うことで、冊数なんですけれども、貸出冊数は、令和6年度は6,171冊、令和5年度は6,882冊の御利用がございました。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 6,000から7,000冊の本を貸し出しているということで、すばらしい事業だなと思っております。今回行きました太田市の場合なんですけれども、私、直接聞いたんですけれども、「これ、何らかの補助金とか出してるんですか」と言ったら、「太田市では一切お金を出しておりません」ということで、全くお金を出さないでできている事業ということで——全くというわけにいかないし、チラシ作ったりとか初期費用は多少あるんですけれども、皆さんの気持ちに支えられての事業ということで、非常に面白い事業だなというふうに思っておりますので、ぜひとも取手市でもできるように頑張っていただきたいなというふうに思いまして、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございます。

それでは非常にテンポよく来まして、あと30分もありますけれども、次に、高校1年生の自転車の「謎」というところに行きたいと思います。高校1年生の自転車事故の多発について質問させていただきます。この問題は全国で深刻な課題となっています。高校1年生が自転車に乗る際に事故に遭うケースが多いことは非常に心配です。取手市でも4月15日午後4時前、取手市中田の交差点で、高校1年生の女子高校生が自転車に乗って帰宅した際、右から来た軽乗用車と衝突し、女子高生は頭を強く打つなどして、病院に搬送されましたが亡くなったという悲しい事故がございました。このような事故を未然に防ぐために何をすればよいのか。高校1年生に自転車事故が多発しているのは、小中学校での自転車教育に問題があるのではないかというふうに思っております。取手市自転車活用推進計画の委員で、取手市内の小中学校や市民向けの自転車安全運転講座・講演会・学校特別授業をしていただいている自転車博士の疋田 智先生のユーチューブがございまして、そこからいろいろ抜粋させていただきまして質問させていただきます。お願いします。

〔19番 染谷和博君資料を示す〕

○19番（染谷和博君） これがツーキニスト、いつもこんな感じで通勤されてるんですけれども、「高校1年生の自転車の謎」ということです。芝浦自転車研究所というユーチューブをやっております。面白いので皆さん一度見てください。ここにございますように、高校1年生の新たなテーマ、高校1年生の謎というのがありますね。これ高校1年生で男女とも十五、六歳ということです。——皆さん御存じでしょうか、魔の7歳と言われてますよね、小学校1年生になると歩行中の交通事故が大変多発する。これ、7歳で1,564人ぐらい、年間このぐらいの事故がある。これ大体、原因は分かっております。今まで幼稚園のときや保育園のときは、親御さんが送り迎えをしたりとかして、大体大人と一緒に行動していたのが、小学1年生になると急に単独の行動、友達同士の行動が増えるということで、このような事故が起きております。それで、こちらです。16歳——では自転車の場合どうなってるかと。これ見ていただくと、16歳、5,638件なんですね。非常に多い事故が起きております。これは、恐らく中学校を卒業して高校に行く。高校に行くときには駅まで自転車で行く。逆に高校のある最寄り駅から自転車で高校に通うなどという、そういうのが増えて事故が増えているのではないかと想像できます。そしてこの差ですね、7歳の1,564件、16歳の5,618件、3.8倍も差があるんですね。もう16歳といえばある程度大人です。それがなぜこのような事故に遭ってしまうのかということですね。これは自転車競技連盟というのがありまして、国会の超党派の議員が集まってる連盟なんですけれども、そこでも提出されています。警察庁から提出された資料に、16歳の事故について、ある種の異常値として取り上げられております。そして、ここには絶対何かの理由がある

はずということですね。なぜ高校1年生は自転車事故を起こすのかということです。中学3年と高校1年の間に何があるのか。

これ、以前ありました加茂市の「小中学生は自転車を控えて」、2014年に自転車に乗った中学生の残念な死亡事故がありました。それを受けて加茂市は、小中学生は自転車を乗らないようにしよう、としたわけですね。自転車は危険なのでなるべく乗らないようにするのがよいというんですね。それを市長が言って——公聴会で言ったところ、なるべく自転車に乗らないほうがいいと、今回の文書配布について意見を求めたところ、ぜひとも、全員からそうしていただきたいという了承を得たというんですね。小中学生は自転車に乗るなということですね。これどういうことかということ、疋田さん、極端に言ってます。包丁は危険なので使わない、火は危険なので使わない、御餅は喉に詰まると危ないので食べない、というようなことを言ってるのに等しいんじゃないかというふうに言われております。しかし、世の趨勢は自転車に乗るなというふうに進んでいっております。ここに欠けているのは、「学校は教育のための機関である」、その点が欠けてるんじゃないかというふうにここで言っております。

こんなのもあるんですね、自転車通学が禁止なところに自転車で通学した。それは駄目です。それはきちんと学校の決まりを守りましょうは当然なんですけど、生徒指導だよりの下に「自転車！禁止！」、自転車に乗っちゃいけないというふうに言ってるんですね。もうこうなると何を言いたいんだかよく分からんのですが、そういうところもあります。

また、ちゃんと教えてる学校もあります。埼玉のふじみ野市の中学校では、きちんと自転車の乗り方、通学の仕方を教えている学校もあります。ただし、この学校はどちらかというと少数派であるのかなというふうに私、思っております。

昔、こんなの知ってますか。この自転車危ないから乗っちゃ駄目だ。ドロップハンドル禁止、変則禁止。シフト離すときに手を離すからギアついてるの禁止って、僕らの時代よく言われました。僕、自転車競技やって初めて気づきました、全然危なくない自転車です。なぜこれを危ない自転車と言ってるのかが、全く不思議で分からない。乗ったことない人が勝手に言ってるんですね。

そしてもう一つ、最近、中高生向けの電動アシスト自転車も結構出ております。これも禁止にしているところあるんですね。何でか、スピードが出るから禁止だと言うんです。全く電動自転車のこと分かってません。電動自転車、スピード出ません。24キロになるとアシストなくなります。10キロになると、これ表見ていただくと分かりますけど、がくんとアシスト力が減ります。中学生・高校生、24キロ以上でこぐ脚力幾らでも持ってますので、これがスピードが出るから禁止だと言ってること自体、本当に不思議だなというふうに思うんですね。やはり中学校と高校で学校が責任を押しつけ合ってるんじゃないか。中学は市町村管轄、高校は都道府県管轄であります。こういうことが言われてるんじゃないかということです。

そして、いま一度最後見ていただきますと、この5,638人というのは異常な数値です。これをどうにかなくしていきたいというふうに思っております。そして、これちょっと小さくて見づらいです、ヘルメットの着用率なんですね。茨城県21.7%、ただし悪いほうじゃないです、上から9番目とか10番目とかそのくらいなんですけども、愛媛県69.3%という、すごい着用率があります。この辺には理由があるんですけども、県で本当にヘルメットをかぶろうという運動をして、それが実を結んできているということで、今、逆に大人が、高校生がかぶってるんだから自分たちもかぶらないと恥ずかしいというふうになってるぐらいということで、こういうふうに進んでおります。

それでは、ここからお伺いしたいと思います。次のことを具体的に聞いていきたいんですけども。高校生の自転車事故件数について把握しているかどうか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

教育長、石塚康英君。

〔教育長 石塚康英君登壇〕

○教育長（石塚康英君） 染谷議員の御質問に答弁をいたします。まずは、先日の交通事故により、未来ある1人の高校生の尊い命が失われたことに、深い悲しみを感じているところであり、私も事故現場を訪れまして、事故の状況を確認するとともに、御冥福をお祈りしたところでございます。こうした事故が二度と起きないように、この報告を受けてすぐ、全校に対して交通安全指導の徹底を改めて周知をしまして、発達段階に応じて学校ごとに指導を実施したところでございます。交通安全教育につきましては、危険を予測し危険を回避する、考える力と判断力を育てることを目的として実施しているところでございますが、何よりも自分の命・安全は自分が守るんだという意識づけ、そして具体的な正しい自転車の乗り方でありまして、正しい行動力、こういったものをしっかりと指導していくことが大事であると、そのように考えております。件数等につきまして、具体的なところは教育部長より説明させます。

○議長（岩澤 信君） 教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、染谷議員の御質問に答弁させていただきます。令和6年12月末の茨城県警察本部の報告によりますと、中高生が関係した自転車による交通事故の件数は、中学1年生で42名、2年生で37名、3年生になりますと24人に対しまして、高校1年生、こちらがやはり数が多くなりまして86名、2年生67名、3年生28名となり、やはり高校1年生が一番多い発生状況となっております。高校1年生に自転車事故が多発している理由として、例えば内閣府では、内閣府が発行している中高生向け自転車交通安全講座では、通学路に慣れ始めて注意力が低下すると示されております。新生活が始まる4月より、慣れてくる5月以降に注意する必要があるとのことです。中高生の死傷者数を月別に見ますと、新生活が始まる4月よりも5月・6月・7月の死傷者が増加しており、その増加数はやはり高校1年生と中学1年生が特に多く見られることから、通学路に慣れ始めることで注意力が下がっていくことと考えられるとのことです。また、自転車の安全利用促進委員会の専門家では、中高生の自転車事故が多い理由は、通学時の利用が多いこと、さらに15歳・19歳の自転車の事故の数値が高いのは、高校生の方が通学距離が長い傾向にあることなどが挙げられております。以上でございます。

〔教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） やはり高校生になりますと自転車乗る機会が増えるというか、最近、子どもの数が減ったというのもあるんですけども、小学生とかが自転車に乗ってるのはあまり見たことがないなという気がいたしまして、うちの近所の子は乗ってるんですけども。もしかしたら運転技術のほうもあまり上達しないうちに、通学とかそういう長い距離を乗るようなこともあるのかなというふうなことも思っております。では現在、小中学校でどのような自転車教育が行われているのか、お伺いいたします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 染谷議員の御質問に答弁させていただきます。現在、小中学校では交通安全教育の一環として、警察署やスクールサポーターの方、交通安全協会の方と連携をして、自転車に関する講習を実施しているところでございます。児童生徒が自転

車を利用するに当たり必要な知識と技能を習得すること。安全に通行できる意識や能力を高めるとともに、講習の中で交通ルールの周知を目的として取り組んでおります。これらの安全教育は学級活動等で児童生徒に指導しています。また、保護者のほうにも、保護者等連絡システムなどを活用し、自転車などによる交通事故についての現状や、また自転車保険の加入などについて周知しているところでございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 今、自転車保険の加入ということなんですけども、これ本当に大変重要なことだと思います。小学生でも加害者になれば、何千万円とかという請求が出る場合もありますし、我が家の場合で言うと、自動車保険の特約につけさせてもらって、大体 800 円行かないぐらいで車の保険と遜色ないようなものがありますので、ぜひともその辺は啓蒙していただきたいと思っております。それでお伺いしたいのは、今やってた教育内容・講習会等で、これがどのように高校生になったときに事故防止にどの程度の効果があったか、その辺を考えているか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。小中学校における自転車に関する講習等につきましては、昨年の道路交通法の改定の内容を踏まえて、児童生徒が自転車を利用する際の知識や運転技能、ヘルメットの着用、ながらスマホの禁止、自転車による事故により加害者になってしまう事例など、自転車に乗る際の安全規則や危険行為などについて講話をいただいております。また学校によっては、実際に児童生徒が家庭から自転車を持参し、校庭に疑似交差点などを設置し、実体験ができるような取組を行っている事例もございます。今、染谷議員から御質問いただいた、高校生になるに当たりどのような効果があったかということですが、実際に高校生になってからの事故等の把握等は現在のところしておりません。今後も、この交通安全教育につきましては、やり過ぎるということは絶対ないと思いますので、当然、児童生徒の交通安全意識の高揚、さらに保護者への周知・啓発、これらを継続して取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） いろいろやられてるのはよく分かりました。今後、いろいろその教育内容を変えていかなきゃいけないと思いますけども、一番どんな——こういうところを改善したらいいなという、そういう余地はあるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。小学生・中学生の事故につきましては、やはり飛び出しが一番、事故——最も多い事故となっております。まずは、その飛び出しというところに関しまして、しっかりと指導していくことが大切だと思っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19 番（染谷和博君） 小学生——小学 1 年生・2 年生がよく飛び出すのというのが、この視野率の狭さからということでは分かってるんですけども、それなんで右見て左見てと顔を動かせと言うんですけども、なかなかそれができない子が結構多いかなと思っております。自転車に関しましても、バランスの乗り物なので、なかなか慣れてない子とかいると大変危険な部分がありますので、危険だからといって禁止しちゃうというのはどうかなというふうに思うんですけども、今中学校で自転車通学が禁止になっているというところはあるんでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 答弁させていただきます。現在、自転車通学に関しましては、距離等で3校が基本原則的には——すみません。市内6校あるうちの3校が、原則的には自転車ではなく徒歩での通学となっております。また、そういった学校におきましても、距離が長い場合には、個別に認めている場合があるというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 私は何が何でも認めろと言ってるわけじゃなく、6校中3校が基本的には自転車通学禁止となると、恐らくその禁止のところの自転車教育というのは、よその3校に比べて少し違うんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 答弁させていただきます。染谷議員おっしゃるとおり、毎日、自転車で登校している学校におかれましては、やはり教員の目が届く範囲の中で指導ができる現状にあります。ただし、自転車登校を認めてない学校におきましても、交通安全指導におきましてはしっかりと行っているところですので、これまで以上にしっかりと行えるように指導してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 染谷和博君。

○19番（染谷和博君） 今、自転車教育の大切なところは、高校になって乗らなくて、一生乗らないんじゃないかと思うんです、自転車教育しなくても。ただそうはいかなくて——この間、白山小学校の運動会行きました。そしたら、やはりお子さんを乗せる自転車いっぱい——20台以上止まって、やはり結婚してお子さんができる、自転車というのは非常に便利ですので、使う機会が増えるのかなというふうに思っておりますので、しっかり小中学校のうちにそういう教育をしていただきたいと思います。それが将来的な事故防止になるのかと思いますので、また、今年度・来年度も、しっかり自転車教育のほうをしていただきたいと思いますというふうに思っております。以上で終わります。

○議長（岩澤 信君） 以上で、染谷和博君の質問を終わります。

続いて、長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 長塚美雪です。通告順に従い、一般質問させていただきます。今回、1つ目、地域経済の活性化についてです。市民が安心して生活していくためには、日常的に安全安心な環境があること、安定した雇用が確保されていること、買物に困らないなど、地域経済が元気で活力ある町であることが不可欠です。これらの環境づくりは、個人の力だけで実施できるものではありません。地域で支え合う地域コミュニティが確保され、地域経済が循環型であり、地域内での消費とそれによる雇用が確保されていることにより初めて実現されます。本市においても、企業誘致、創業支援等の産業活性化を進めており、新たな雇用創出が図られているところです。一方で、市民目線ではどうでしょうか。物価高騰やデジタル化の加速、コロナ禍を経て、消費者である市民の価値観と行動は大きな転換点を迎えています。消費行動を分析し、それを生かした戦略的な施策を行うことも、持続可能な自治体経営を担う上で必要だと考えます。それでは、市民・事業者を含めた地域全体の経済活性化、さらには行政と市民をさらにつなぐ起爆剤としての地域通貨導入に関して質問してまいります。資料を使いますので移動します。

〔1番 長塚美雪君質問席に移動し資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） こちらは地域経済分析システム、RESAS（リーサス）です。経済産業省と内閣官房が平成27年、2015年から提供している地域経済に関する官民のビッグデータを地図上やグラフで分かりやすく簡単に見える化できる、国内最大級のオープ

ンデータプラットフォームです。地域経済分析システムでは、人口・産業構造に関する政府統計のほか、全国の約 750 万事業所の立地データ、全国 12 万件の観光資源情報、全国のスーパー・ドラッグストアにおける販売実績データをはじめとする様々な分析メニューを提供しております。2024 年度調査によると、全国の 7 割の自治体で活用されているとのこと。今回は左下にございます地域経済循環について、取手市の分析状況を御覧いただきます。まず、左上の地域経済循環率とは、生産を所得で除した値であり、経済の自立度を表します。値が低いほど、他地域から流入する所得に対する依存度が高いということになります。御参考までに近隣自治体の値を幾つか御紹介しますと、守谷市が 92.2%、つくばみらい市 100.2%、常総市が 112.7%となっております。では、循環図に戻りますが、まず分配を見ていただきますと、地域外からの流入が全体の 3 割ほどを占めていることが分かります。

次に、市民の購買・サービス商品について分かりやすくグラフにしてみると、地域内での収支がマイナスになっています。ここから分かることは、取手市は域外所得、域外消費が多いということです。この消費を少しでも市内に還流させることによって、地元産業のさらなる活性化、住民所得の向上、それによる自立的で持続的な経済活動が営まれ、生産年齢人口が減少する中であっても、稼げる強い地方経済の創生につながるものと考えます。では、お伺いします。それを踏まえ、現在どのような消費促進の取組がなされているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

〔まちづくり振興部長 森川和典君登壇〕

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、長塚議員の御質問に答弁をさせていただきます。地域内消費への促進への取組ということで、過去に取手市で行ってきたものについて、二、三、御答弁させていただければと思います。地域経済の活性化において重要な施策であり、本市におきましても経済の地域内循環の向上に向けた取組が必要であると考えております。地域内消費喚起や需要拡大につながる施策の代表的なところで、プレミアム付商品券がございます。プレミアム付商品券は、地域の商業者を支援しまして、消費者にとってもお買い得に買物ができる仕組みとなっており、地域経済の活性化が図られるものです。商品券の発行には、より多くの市民が地元店舗で買物を行い、結果として地域内の消費が増加し、地域経済の循環を促進し、消費者の売上げ向上にもつながっていきます。市では令和 2 年度と 4 年度に臨時交付金を活用しましたプレミアム付商品券事業を実施いたしました。商品券の販売売上げは、令和 2 年・4 年度とも約 6 億 8,000 万円で、全体の約 7 割の世帯の方々に御利用をいただきました。商品券を使用することができる加盟店の数は約 470 店舗に達しておりまして、大変多くの事業所の皆様に御協力をいただいたことで、地域内消費ひいては市内経済の活性化に寄与することができたものと考えております。

〔まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1 番（長塚美雪君） 今おっしゃっていただいたとおり様々な取組がなされていたところですが、市民の方が地域経済に参加できるような環境づくり、ここにさらに付け加えさせていただいて、日常的に参加したくなる、そして取手の魅力を感じる地域経済の環境づくりの一つとして、地域通貨の導入を提案いたします。地域通貨は、消費者である地域の住民等がスマートフォンやカード等を用い地域の店舗等でお支払いをすることにより、地域内の経済循環を促し、地域の活性化等を実現するためのツールとして、多くの地域で発

行されております。また決済手段のみならず、ボランティア活動、地区行事やイベント等への参加でポイントが付与され、そのポイントが地域内のお店等で利用できるという特徴がございます。2005年頃に300を超える地域で、通帳型や紙による地域通貨が稼働していました。しかし、運用コスト、事務経費等の負担が多いなどの理由により、導入後二、三年以内に休止または廃止するケースが多く、2020年時点での稼働数は180程度となっております。一方で現在、スマートフォンの普及やデジタル化に伴い、運営コストを大幅に低減できることから、地域経済の活性化及びコミュニティの活性化を目的としたデジタル地域通貨として再び注目されています。さらには、2023年6月施行の改正資金決済法により、ブロックチェーン技術を用いるステーブルコインの活用がようやく本格化したことでも、デジタル地域通貨の活用が全国的に広まっているところです。

では、次の質問です。地域内経済循環と地域活性化を促すデジタル通貨導入に関して、他自治体の事例等も踏まえ、行政の視点でどのような見解を持たれているのか、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。地域通貨の導入は、地域内での消費を促進し、地域経済の活性化を図るための有効な手段であると一つの観点から考えております。また、長塚議員より御紹介いただきましたように、地域通貨がもたらす効果としましては、地域内での経済循環の促進が挙げられると考えております。地域通貨を地元商店や飲食店等で使用することに対し、ポイントの付与、また地域通貨利用者限定のサービスが受けられるなどの付加価値を付与することで、地域内での消費活動が増加し、地域経済の活性化が期待されております。事例ということで埼玉県深谷市の事例を御紹介いたしますと、深谷市におきましては、住民を含めて市が一丸となって持続可能な地域経営を実現することを目指しており、その取組といたしまして、ネギーチャレンジという名称をつけて、地域の清掃活動など市民に様々なチャレンジに参加していただき、目標を達成した際にはネギーでの支払い時に還元されるポイント還元率を引き上げるなどのキャンペーンを実施いたしております。この取組は普及率を上げる工夫をする一方で、地域コミュニティで地域課題を解決していく、持続可能なまちづくりを目指していくものとなっております。

地域通貨につきましては全国に様々な事例がある中で、アプリケーション等のデジタル媒体、また商品券などのアナログ媒体を活用したものがございます。行政サービスにおきましても、ニーズが多様化し、デジタル技術を活用した行政改革が求められている中で、全国的に行政サービスのデジタル化が推進されるところでございます。地域通貨のシステム構築におきましても同様に、様々なニーズに応えることができるサービスとして、デジタル媒体での構築について研究を進めていかなければならないと考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 地域経済の活性化を図る有効な手段であると認識されているということですが、これまでに地域通貨の導入を検討されたことはあるのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） 先ほど部長のほうから御紹介させていただきましたが、プレミアム付商品券をここ地方創生臨時交付金事業などで実施してまいりました。こちらにつきましては、こちらの検討の際に、デジタル通貨アプリの事業者などから提案や説明を受けまして、検討を重ねたところでございます。そのときなんです、その当時の社会状況また市民全世帯を対象とする事業などであったことから、誰もが分かりやすく、従来から親しまれている紙媒体での発行・販売方法を選択したということでございます。

ます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 検討されたことはあったが、社会情勢を鑑みて紙での商品券を選択されたということでした。紙の商品券は目で見える形で支給されるので、最も印象的かつ支援の実感を得られる方法でもあります。しかし紙の商品券だからこそ、デザイン・印刷等の製作費、発送費等の付随費用、使用時の商品券持参、枚数の確認、事業者の決済申請に係る事務処理など、多大な費用と労力を費やしています。実際、本市でも、準備から開始に至るまで1か月半から2か月ほどの時間を費やしたと伺っております。また、令和4年度決算書から、国からの交付措置とは別に、プレミアム付商品券事業に要する経費では、一般財源から約6,955万円、生活応援商品事業に要する経費についても、一般財源から約5,878万円ほどの費用を要しております。一方、地域通貨の場合は、システムを一度構築すれば事業実施から決定まで——交付までを最小限の費用と時間で行うことが可能になります。先ほども申し上げましたが、デジタル地域通貨はスマホのアプリ、カードでも利用が可能であり、全ての市民が利用できます。資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） デジタル地域通貨は、支払い手段だけにとどまりません。インセンティブにより、様々な市民活動、市民参加を促す動機づけが期待できます。ボランティア活動・昨今課題となっているスクールガード・見守り・予防医療のための健康チャレンジ・健診受診率向上・アンケートやリサイクル等のエコ活ポイントなど、地域課題の解決や様々な事業との連携が考えられます。市民と市民、市民と行政、そして事業者をつなぐ総合的なコミュニケーションツールにまで進化しているのが実態です。また、既存のデジタル通貨のみならず、新たな手法も登場しております。4月22日、デジタル行財政改革会議にて、デジタル地方創生2.0の取組の御紹介がありました。まだ実証段階ではありますが、マイナンバーカードそのものをブロックチェーン技術を使ったウォレットにする、マイナウォレットというサービスです。子どもからお年寄りまで、誰もが複雑な操作を意識せず、マイナンバーカードだけでNFT・ステーブルコイン・暗号資産といったWeb3サービスを利用できます。公的個人認証サービスを活用することで、最高位の本人確認を実現できます。1人1つ——1人につき1アカウントを保障することで、強力な不正対策も可能となります。昨年、新潟県山古志村で実証実験が行われ、小学生から80歳代までの方が実験に参加されました。将来的には他地域通貨との連携も視野に入れた取組だそうです。今後は福岡市と新たな実証実験を行うとのことでした。

次に、現在開催されている万博です。この万博でもデジタルウォレットが導入されております。現在主流のサーバー管理型であるWeb2、ブロックチェーンのWeb3の管理手法を用いております。使う・ためる・集める・つながる・楽しむ、様々な機能が実装されており、経験値がたまる機能、ステータス機能というのは、楽しみながらという観点でとても参考になるものではないでしょうか。どういう方法が本市にとっての循環型経済、地域活性化に寄与するのか、ぜひアンテナを高くして調査を進めてはと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） まちづくり振興部次長、海老原輝夫君。

○まちづくり振興部次長（海老原輝夫君） お答えさせていただきます。導入経費といたしましては、初期費用的には紙媒体・デジタル媒体、共に調査したところ、いろんなアプリがあると思うんですが、それほど大差はなかったんですが、ただ便利さと、あと広がりという点で、いろんなサービスとの連携が考えられると思います。市のサービスもデジタル化が進められているところだと思いますし、そういった市が使用するシステムなどと連

携を視野に入れたシステムとかの御提案ですとか、そういったことを受けながら、商品券、また地域通貨のそういう面でも考えていきたいと思います。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今定例会に上程されている補正予算案が可決されれば、先ほどお話しされた、今年度、LINEスマホ市役所が始まります。積極的にデジタル化を推進する中、未来を見据えた行政運営の一助として地域経済が活性化し、市民や訪れた方がわくわくする取組の一つにデジタル地域通貨の導入が検討されることを期待して、次の質問に移ります。

では次に、市民ニーズに沿った公園の整備についてです。皆さん、思い出してみてください。想像してみてください。子どものときどこで遊んでいたでしょうか。お子さんが小さいとき、そしてお孫さんの手を引いてどこへ行きますでしょうか。今年度策定された、取手市こども計画、第三期取手市子ども・子育て支援事業計画策定におけるアンケート結果にもつながるところがあるのではないのでしょうか。市民のリアルな声が様々あり、どれも参考にすべき意見がある中で、特に公園に関する意見が多いのがとても印象的でした。それだけ利用頻度が高く、市民にとって関心の高い場所である証拠だと思います。こども計画では、子どもや子育て世代に優しい公園づくりを取組の一つとして反映されているところです。それでは伺います。子どもたちの思い、保護者の思い、それらを支援するこども部として、この意見をどう捉えているのでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

〔こども部長 助川直美君登壇〕

○こども部長（助川直美君） 長塚議員の御質問に答弁いたします。子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査では、直接的に公園に関する需要を把握する質問は行っておりませんが、自由記述欄において、数多くの公園に関する御意見を賜りました。また、こども計画の策定に際し実施しました小中学生とその保護者に対するアンケートでは、「心が落ち着く安心していられる場所はあるか」という質問の選択肢として、公園に一定の需要があること、また保護者にとっても、地域で子どもが安心して遊んだり交流できる居場所や、親がいない時間に子どもが安心して過ごせる居場所の充実が強く望まれているということが見て取れました。子どもの居場所づくりは、こども大綱においても重要事項の一つとして掲げられています。公園は子どもたちの健やかな成長を多角的にサポートしたり、また保護者が自然の中で心身のリフレッシュにつなげたりなど、単なる遊び場としてではなく、それぞれのライフステージにおいて様々な役割を果たす重要な施設であると認識しております。こどもまんなか社会の実現に向けては、子どもの居場所づくりは重要なテーマであります。今後も引き続き、公園も含めた様々な可能性を庁内横断的に検討してまいりたいと思います。

〔こども部長 助川直美君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今、部長おっしゃられました、本当にそれぞれのライフステージにおいて様々な役割を果たす重要な施設であると私も思います。またそれは後ほど触れたいと思います。次に、こども部として、この計画に位置づけるに至るまで庁内連携があったと伺っております。具体的な経緯や内容について、お伺いします。

○議長（岩澤 信君） こども部次長、佐藤睦子さん。

○こども部次長（佐藤睦子君） 長塚議員の御質問に答弁させていただきます。取手市こども計画の策定に関しまして、昨年度、小中学生やその保護者に対して実施した子どもの

生活実態調査の結果や、夏休みに実施した公共施設デジタルスタンプラリーにおけるアンケート結果を基に、令和6年度は建設部とこどもまんなかな公園づくりについて話合いの機会を設け、取手市の子育て世代が公園に対してどういった機能を求めているかを共有するとともに、現状の公園整備はどのような視点で子育て世代に使いやすい整備を行っているかなどの情報交換を行いました。こども政策課としてもアンケート調査の結果などを踏まえ、公園整備の重要性に鑑み、建設部と協議の上、取手市こども計画の中の個別の取組の一つとして、子どもや子育て世代に優しい公園づくりを位置づけるに至ったところです。こども政策課は庁内の関連各課をはじめ、企業や団体、地域、そしてこどもまんなかの当事者となる方々を結ぶハブ的な役割が求められているものと考えます。今後も様々な分野において双方向のコミュニケーションをベースに、子どもや若者、子育て世代の生の声を拾い上げ、反映させられる取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） こども部のハブ的な役割が、経緯からよく分かりました。今後もそれぞれの思いに寄り添っていただき、未来を担う子どもたち・若者・子育て世代が取手っていいよねと、子育てしたくなるねというような取組を、母として、39歳、ぎりぎり若者として……

〔笑う者あり〕

○1番（長塚美雪君） （続）大きく期待をしております。

では、次の質問に移ります。では、今の子ども・子育て世代の声を受けて、今後の公園の整備の方針に変更はあったのでしょうか、お願いします。

○議長（岩澤 信君） 建設部長、渡来真一君。

〔建設部長 渡来真一君登壇〕

○建設部長（渡来真一君） それでは、長塚議員の御質問に答弁させていただきます。令和7年3月に策定されました取手市こども計画におきましては、子どもの居場所や価値ある体験の提供を目指す未来の方向性の一つとして掲げております。子どもたちが多様な体験活動や外遊びの機会に接し、身体的・精神的・社会的な成長を支える大切な居場所として、公園の果たす役割に大きな期待が寄せられておりますことは、こども計画策定に当たり実施されたアンケートや、子ども・子育て支援事業計画のアンケートの結果からも認識しております。全ての子育て世代に魅力ある公園づくりに向け、市では令和5年度の——令和5年度に西二丁目にある大鹿橋公園に、誰もが一緒に遊べるよう工夫して設計されたインクルーシブ遊具として、落下防止ハーネスのついたブランコのほか、車椅子からも乗り移りやすい回転遊具を設置しております。これらの遊具は好評をいただいております。インクルーシブに配慮した遊具に関しましては、こども計画の取組の方針にも記載してございますように、今後もインクルーシブ遊具が設置できる公園を検討いたしまして、子育て世代に魅力ある居場所づくり、開かれた公園づくりを進めてまいりたいと考えております。あわせて、市の公園の多くは開設後30年から40年以上が経過しておりますので、老朽化した遊具の更新や修繕が喫緊の課題となっております。この対策といたしまして、市では平成28年度に策定いたしました取手市都市公園施設長寿命化計画に基づきまして、遊具の更新や修繕も実施してまいりたいと考えております。以上です。

〔建設部長 渡来真一君答弁席に着席〕

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） おっしゃるとおり、公園には大変大きな期待が寄せられております。本当に私も——もう小学生高学年になってしまったので、なかなか一緒に行く機会はないんですが、低学年や未就学児だった頃は、ママ友と、よくもう公園、公園というワー

ドばかり話していたような気がします。インクルーシブ遊具については、アンケートでも増やしてほしいとの声がございました。誰一人として取り残さない社会に寄与するものでございます。今後もぜひ進めていただきたいと思います。では、アンケート結果を今後どのような形で反映させていく方針でしょうか。時期や内容について、市の方向性をお伺いします。

○議長（岩澤 信君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。令和7年3月に策定した取手市こども計画において、水とみどりの課は、計画策定の段階から協議に加わりまして、計画の中にも目指す未来への取組の一つとして、子どもや子育て世代が行きたくなる、集まりたくなる居場所や遊びの場、憩いの場を提供するため、全ての子どもが安心して過ごせる開かれた公園づくりを位置づけております。現在進めております公園施設長寿命化計画では、遊具の入替えに当たっては、地元の自治会などと協議を行い、地元のニーズや利用者の年齢層などを考慮いたしまして、安全性を最優先にした上で、遊具の入替えや公園内の施設の配置替えなどを実施しております。新しく設置される遊具は安全安心な利用につながるだけでなく、人に優しく、また洗練されたデザインにより、子どもたちが楽しく過ごせる空間づくりにつながっていくものと考えております。このように、市ではこれまでも公園の整備に当たっては、利用者のニーズを取り入れながら進めてまいりましたが、今後はさらに子育て世代からの意見も重視し、取り入れていきたいと考えております。あわせて、こども政策課とも連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 方向性についてはよく分かりました。アンケートに答えられた方は、なるべく早くという思いが強いかと思いますが、時期についてはいかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 答弁いたします。現在、進めております公園施設長寿命化計画、こちらは平成28年度に作成し、平成29年度から令和8年度までを実施期間としておりますので、まずそちらの早期完了を目指してまいりたいと思っております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 遊具の更新・修繕、予算も限りがあるため、早急な対応というのは――反映というのは厳しいのは承知しております。それでも多くの子どもたちが、一日でも早く楽しく遊んでいる様子が見られる日を期待しております。

では、次の質問です。にぎわいを創出する公園として、2つ提案がございます。公園は子ども・子育て世代だけでなく、全世代がそれぞれのライフステージにおいて様々な役割を果たす重要な施設です。1つ目、既存の公園の利活用です。現在の日本では、地域社会におけるコミュニティの希薄化が深刻な問題となっています。かつては住民同士の交流が盛んで、互いに支え合う関係が形成されていきました。しかし、価値観・ライフスタイルの変化などにより、地域住民のつながりは希薄になっています。つながりの希薄化は住民の社会的孤立を招きやすく、また災害時には地域住民同士の助け合いが不足し、安全や安心の確保が困難になります。そこで、地域にある小規模な公園の利活用が、地域のにぎわいにつながる一助になるのではないのでしょうか。資料をお願いします。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） こちらは豊島区が小規模公園の活用を通じて、地域コミュニティの活性化や地域住民の主体的な活動につなげていくための事業を行っております。また、地域の若いデザイナーや子どもたちに絵を描いてもらい、自分たちが造った自分たちの公園として、愛着と憩いの場になっております。ポイントは、地元の人が自分たちで造って

いくという過程を大切にすることだと考えられたそうで、すぐ近くにある公園を地域の課題解決に活用する考え方はとても参考になります。本市でも大きな支出をしなくてもすぐにあることとして、公園に地域住民や藝大とコラボしたアートを施すのはいかがでしょうか。今、御覧いただいた豊島区のアートもそうですが、取手市内にある壁画を見ても、明るい雰囲気や気持ちになります。また、取手の個性、地域の個性が光り、愛着が湧くだけでなく、形として残り続けます。また、キッチンカー出店誘致も人が集まり、にぎわい創出に寄与するものと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩澤 信君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。市内の公園は利用者や地域の皆様と連携した取組を通じて、地域全体の活性化につなげることができるという点において、ポテンシャルを秘めていると感じております。地域とコラボした交流イベントや、里親制度の積極的なPRと活用などがまず想定されますが、そのほかにも地域の活性化につながる取組、お金をかけずに、よりよい公園にしていくアイデアを地域の皆様から直接募ることも、地域とのコミュニケーションの活性化にもつながる一つの方法かと考えております。御提案いただきました、公園においてアートとのコラボによるイベントを開催することは、ふだん学校や公園での遊びでは体験できないような体験を通して、子どもたちの創造性を育み、地域とのつながりやにぎわいも創出できるものではないかと思われま。

次に、キッチンカーに関しましては、公園での来店が出店者の楽しみを増やすとともに、公園が市民にとって魅力的な場所となり、訪れる人々の交流が活性化されることが期待されます。出店に当たりましては、市の公園の実情に合った要綱等のルールづくりが必要と考えておりますので、他自治体の事例を参考に調査してまいりたいと考えております。既存の公園管理にとらわれず、広く地域の皆様や利用者の声をお聴きし、それを生かしたにぎわいの創出に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 公園の管理のみならず、新しい発想で人と人をつなぎ、地域からにぎわいが生まれる場所として、わくわくする公園の整備を今後も期待しております。

では、にぎわいを創出する公園の2つ目の提案です。資料を御覧いただきます。

〔1番 長塚美雪君資料を示す〕

○1番（長塚美雪君） 平成27年、2015年に発行された取手市人口ビジョンです。こちらは調査対象が取手市全域の男女から無作為抽出された方々のアンケートです。項目が――市が実施したほうがいい効果的な支援施策の項目でございますが、金銭的な支援の中で唯一、公園緑地の整備が挙げられております。また、今回の子ども・子育て世代のアンケートでも、数多くの公園に関する意見を賜ったとの答弁もございました。これらを踏まえますと、世代や時代を問わず、お金には代えられない住環境の整備として、市民から公園が求められているということが分かります。そこで、昨年的一般質問に引き続き、改めて提案です。地域資源を生かし、集客収益化、取手の魅力を内外に発信でき、持続可能かつ市民や地元企業とともに作る新時代の公園整備です。資金調達面や自立的な運用の観点からは、クラウドファンディングやネーミングライツ、豊かな森林を生かしたカーボンクレジット事業、そして第2世代交付金として位置づけられた国が交付する新しい地方経済・生活環境創生交付金、こちらは地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた地方創生に資する地域の独自の取組を強力に後押しする制度で、公園の整備に適していると思われま。

また、地域経済循環の観点からは、地元企業とコラボした取組や店舗の導入、またイベントの開催も考えられます。また公園の整備により、地価の上昇が期待でき、公園が観光スポットとして人気になれば、周辺の飲食施設や宿泊施設の売上げが増え、地方税収

の増加が期待できます。子育て世代、市民の健康づくり、スポーツ、散歩など、誰もが訪れたい、居心地のいい市民の新しい居場所の整備に向けた市の考えをお聞かせください。

○議長（岩澤 信君） 建設部次長、蛭原一雄君。

○建設部次長（蛭原一雄君） 御質問に答弁いたします。施設の老朽化、財政の悪化、価値観の多様化など、様々な課題に直面する中、都市公園におきましても、新たな時代に対応した課題解決が求められております。民間活力の活用の一つとして、クラウドファンディングやネーミングライツがあるかと思いますが、市民が——市民や企業が直接関与することによって、地域に対する愛着や関心を高める効果が期待できます。市におきましても、令和6年8月より、ネーミングライツによる募集を行っているところでございます。また、公園の管理運営に関しまして、指定管理者制度を通じて、民間の創造性や経営ノウハウを活用することも有効な手段と考えております。地域のニーズや利用者の動向を踏まえまして、様々な手法による持続可能な公園整備を今後も調査研究してまいりたいと考えております。

○議長（岩澤 信君） 長塚美雪さん。

○1番（長塚美雪君） 今お話ししたのは私のささやかな発想ではございますが、市民や企業そして行政が協力してアイデアを出せば、すばらしい公園の整備が可能になると確信しております。様々な時代・世代それぞれのライフステージにおいて、市民に寄り添い、市民の思い出とともにある公園の整備を求めて、私の質問を終わります。御答弁いただいた皆様、ありがとうございました。

○議長（岩澤 信君） 以上で、長塚美雪さんの質問を終わります。

ここで、飯竹教育部長より発言を求められていますので、これを許します。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） 貴重なお時間を頂戴いたしまして申し訳ありません。先ほど染谷議員のまちじゅう図書館の中で、「市立図書館関連事業「ほんくる」」と発言しておりました。正しくは、「市立図書館連携事業「ほんくる」」でございました。訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 2時 32 分散会